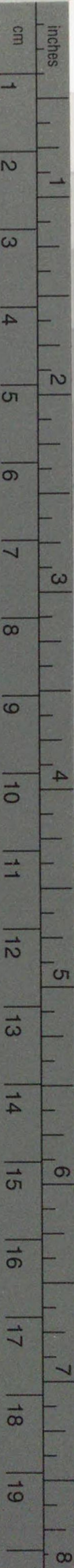


Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

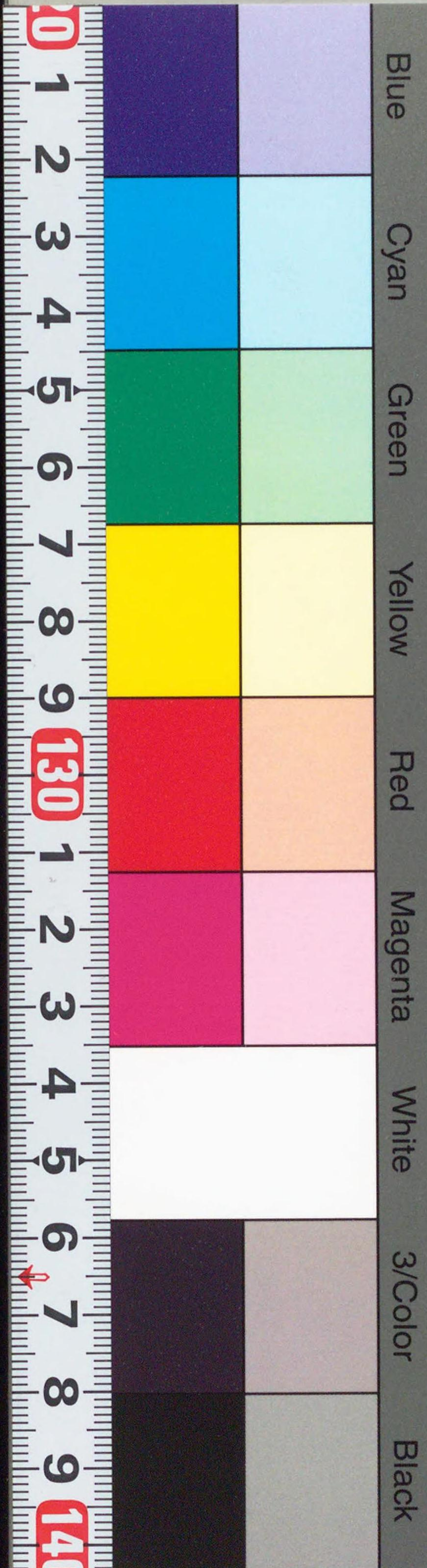


© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



BZ-7-22  
\*1201000390186\*

昭和四十年一月

第四十七回 (臨時) 国会

参議院内閣委員会審査要録

参議院内閣委員会調査室

175#



目次

第四十七回（臨時）国会

第一、本国会の概観と内閣委員会の審査概要	1
第二、内閣委員	4
第三、付託法律案審議経過表	5
第四、委員会経過概要	8
第五、付託法律案概要	9
一、国家行政組織関係	11
〔成立した法律〕	
法務省設置法の一部を改正する法律	13
〔不成立の法律案〕	
建設省設置法の一部を改正する法律案	18
二、国家公務員関係	21
国家公務員関係法案の審査概要	23
〔成立した法律〕	
1. 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律	24



I種  
W



\*1201000390186\*



2.	防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律	39
3.	特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律	49

〔不成立の法律案〕

	国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案	56
--	------------------------	----

三、防衛関係

〔成立した法律〕

	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律	59
--	------------------------	----

(附) 防衛庁定員並びに予算の変遷一覧

		72
--	--	----

第六、付託請願審査概要

		79
--	--	----

第七、他の委員会に付託された関連法律案

		87
--	--	----

関連法律案審議経過表

		88
--	--	----

〔成立した法律〕

1.	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	89
----	-------------------------	----

2.	検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律	89
----	--------------------------	----

3.	昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律	90
----	--------------------------	----

4.	交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律	91
----	----------------------------	----

第八、内閣委員会関係事項日誌

		95
--	--	----

〔附〕 第四十六回(通常)国会継続

	国政調査	105
--	------	-----

	一、閉会中の委員会	105
--	-----------	-----

	二、委員派遣	107
--	--------	-----



## 第一、本国会の概観と内閣委員会の審査概要

第四十七回国会（臨時会）は、昭和三十九年十一月九日召集され、会期四十日間、十二月十八日閉会となつた。

かねてから国立がんセンターに入院中の池田首相の病気は十月二十五日に至り、なお相当期間の療養を必要とするとの総合判断が下され、池田首相は辞意を表明した。自民党内における話合の結果、後継者には佐藤栄作氏が選ばれることになり、本国会召集日の十一月九日、池田内閣は総辞職し、同日両院で佐藤栄作氏が内閣総理大臣に指名された。佐藤内閣は、政策的には池田路線踏襲の建て前の下に、閣僚についても前内閣と同じ顔ぶれで、即日組閣を完了した。

開会式は十一月二十日に行なわれ、翌二十一日両院において、佐藤首相及び椎名外務、田中大蔵両相の演説が行なわれた。引きつづき衆議院においては二十四、二十五日の両日、参議院においては二十五、二十六の両日、それぞれ各党の代表質問が行なわれた。従つて委員会の実質審査は十二月に入つてから行なわれたのであるが、両院の議事は委員会、本会議とも円満に進められ、十二月十八日平穩裡に閉会となつた。

本国会に内閣から提出された議案は、予算三件、条約一件、法律案十件であるが、いづれも両院を通過し、ほかに継続法案七件中二件が成立した。また議員提出法律案は、衆議院九件、参議院五件（いづれも継続）であつたが、前者の中一件（国会議員秘書の給与法の一部改正法案）が成立した。

一般会計補正予算の規模は、歳入歳出とも八五一億円で、歳出の主な内容は、公務員給与改善費、公共施設等災害復旧費、地方交付税交付金等である。また内閣提出法律案十件中五件は国家公務員の給与改善に関する法律案、二件は地方公務員の給与改善のための財源措置に関する法律案であつた。



会期中、本委員会は七回にわたり会議を開き、法律案並びに請願の審査を行なった。

法律案の審査については、前国会において継続審査となつた法務省、建設省及び防衛庁（自衛隊法の改正を含む）の各設置法の一部改正法案三件と今国会に内閣より提出された一般職、特別職及び防衛庁職員の給与改善のための法律案三件の計六件について、いづれも多数をもつてこれを可決し、全議案を議了した。その中、建設省設置法の一部改正法案が、衆議院内閣委員会において審査未了となつたほかは、いづれも法律として成立した。なお防衛庁設置法及び自衛隊法の一部改正法案については、多数をもつて施行期日について所要の修正を行ない、特別職職員の給与法の一部改正法案については、自民、社会、公明、民社四党の共同提案により、全会一致をもつて「国会議員から任命された政務次官等の俸給月額並びに国会議員の歳費月額については、昭和四十年八月末日までは従前通りとする」という趣旨の修正を行ない、また一般職職員の給与法の一部改正法案については、四党共同提案により全会一致をもつて「公務員給与に関する人事院勧告の実施時期が今後完全に尊重されるよう、政府は財政上の措置について、最善を尽すべきである」との附帯決議を行なった。

請願の審査については、付託された請願二二六件のうち一七二件は議院の会議に付し、内閣に送付することを要するものと決定し、その他を保留とした。

会期中における閣僚は次の通りである。

内閣総理大臣 佐藤 栄作  
文部大臣 愛知 揆  
法務大臣 高橋 等  
厚生大臣 神田 博  
外務大臣 椎名 悦三郎  
農林大臣 赤城 宗徳  
大蔵大臣 田中 角栄  
通商産業大臣 桜内 義雄

運輸大臣 松浦 周太郎  
郵政大臣 徳安 実蔵  
労働大臣 石田 博英  
建設大臣 小石 規  
自治大臣 吉武 恵市  
国家公安委員長 河野 一郎

国務大臣 増原 惠吉  
（行政管理局長官、北海道開発局長官、給与担当）  
国務大臣 小泉 純也  
（防衛庁長官）  
国務大臣 高橋 衛  
（経済企画庁長官）  
内閣官房長官 橋本 登美三郎  
総理府総務長官 臼井 荘一  
内閣法制局長官 高辻 正己



第二、内閣委員

第四十七回国会における内閣委員

塩見俊二(自)	古池信三(自)	小西英雄(自)	源田実次(自)	上林忠次(自)	鶴園哲夫(社)	伊藤顕道(社)	小柳牧衛(自)	石原幹市郎(自)	理事員長 下村定(自)
辻田畑政信(無)	辻田畑政信(無)	辻田畑政信(無)	山本伊三郎(社)	松本治一郎(社)	千葉道雄(自)	村山与吉郎(自)	三木宜実(自)	堀本正治(自)	林田正治(自)

(注) 小西委員は十二月八日逝去

第三、付託法律案審議経過表

一、成立したもの(五件)

件名	提出年月日	参議院			衆議院			公布	備考
		予備付託	本付託	提案理由説明	本会議決	委員會議決	本會議決		
法務省設置法の一部を改正する法律案(第四十六回国会閣法第五十九号)	昭三九 二、五				一、二、一 一、二、三 一、二、四 一、二、〇	一、二、一〇 一、二、一五 一、二、二一 一、二、二七	昭三九 一、二、二一 一、二、二七	本法律案は、第四十六回国会で参議院で継続審査となつたもの	
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第四十六回国会閣法第十七号)	昭三九 二、二七				一、二、一六 一、二、二〇	一、二、二一 一、二、二七	昭三九 一、二、二八	本法律案は、第四十六回国会で参議院で継続審査となつたもの	
一般職の職員の給与に 関する法律等の一部を 改正する法律案 (閣法第一号)	昭三九 一、二七				一、二、一六 一、二、二一	一、二、二一 一、二、二七	昭三九 一、二、二七		







第四、委員会経過概要

回数	年月日	概要
第一回	39・11・9 (月)	調査承認要求に関する件
第二回	12・1 (火)	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案の提案理由説明 派遣委員報告 法務省設置法の一部を改正する法律案の質疑
第三回	12・3 (木)	法務省設置法の一部を改正する法律案の質疑
第四回	12・4 (金)	建設省設置法の一部を改正する法律案、法務省設置法の一部を改正する法律案の質疑 法務省設置法の一部を改正する法律案の質疑、採決
第五回	12・10 (木)	特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由説明 建設省設置法の一部を改正する法律案の質疑
第六回	12・16 (水)	建設省設置法の一部を改正する法律案、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の質疑、採決
第七回	12・18 (金)	請願審査 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査、国の防衛に関する調査の継続調査要求を決定

第五、付託法律案概要

この法律案概要は、当調査室において内閣委員会に付託となつた法律案の内容について、各法律案ごとに調査し解説して委員の審議の参考に資するため、すでに各委員に配布した審査資料を後日のため加筆整理するとともに、審査経過を付記してここに収録したものである。なお、右以外の当調査室作成の資料のうち、重要なものを付加した。



一、国家行政組織關係



〔成立した法律〕

法務省設置法の一部を改正する法律（昭和三九・一二法第一八二号）

第一、審査経過

参議院……委員会、本会議とも原案どおり多数で可決。

本法律案は、前国会に内閣より提出され、衆議院において、施行期日を公布の日、定員に関する改正規定は昭和三十九年四月一日に遡及して適用することの修正の上、本院に送付されてきたが、継続審査となつていたものである。

委員会における主要質疑は、公安調査官の増員理由、暴力団対策（特に資金源）、法務局および人権擁護局の定員配置、青少年の非行化対策、登記事務等の簡素民主化、等である。

委員会における討論は、伊藤委員より日本社会党を、鬼木委員より公明党を、それぞれ代表して本法律案に反対の旨が表明された。その要旨は次のとおりである。

伊藤委員……登記専門職員の増員あるいは刑務所の移転等は、実情に対応するための必要措置と考えられるが、反対の最大の理由は、公安調査官について二百人という異例の定員増を図ろうとすることである。わが国が敗戦という高価な代償と国民の努力とによつて、民主国家としての基礎を築きつつある時、公安調査の名のもとに善良なる国民に至るまで思想あるいは行動の調査を行なつてゐることは衆知の事実であつて新憲法下においては絶対に容認できないことである。元来、公安調査官の権限職務は、国民に最も重要な基本的人権と表裏一体の密接な関連にあるので公安調査官の定員も必要最少限にとどむべきである。政治の姿勢を正すべきことを忘れて調査官の増員によつて民生の安定を図ろうとすることは



本末転倒というべきである。

鬼木委員……部分的には必要措置と認められるものもあるが、公安調査官を一挙に二百人も増員しなければならぬという理由は、何としても納得できない。公安調査庁は、治安維持の名のもとに一般の善良なる国民の思想・行動の調査まで行なっていることもあるかに考えられるので、民主国家・文化国家としてのわが国には好ましい存在ではないのみならず、むしろ、国民生活に不安感を与えるものといえる。

衆議院……委員会、本会議とも原案どおり多数で可決。

前国会における先議法律案であるので、委員会においては趣旨説明を省略して若干の質疑の後、討論もなく、また、本会議においても討論はなかつた。

(前国会では委員会において、日本社会党の村山委員、民主社会党の山下委員より、それぞれ党を代表しての反対討論があつた。)

### 第二、本法律の改正点

一、法務省の職員の定員を改め、本省について三百八十六人(うち検察庁について九十一人)、公安調査庁について二百人、計五百八十六人を増加する。

二、名古屋刑務所及び福岡刑務所の位置を改める。

三、八戸市ほか二箇所に入国管理事務所の出張所を設置する。

四、市町村の廃置分合に伴ない、設置法別表の町村名変更の整理を行なう。

### 第三、本法律の内容

#### 一、職員の定員改正

1. 本省 現行定員四五、三一一人(うち検察庁職員一〇、九〇一人)を四五、六九七人(うち検察庁職員一〇、九九二人)に改め三百八十六人を増加する。その内訳は次の通りである。

大臣官房 五人増(薬剤師一、看護婦四、を増加し、本省の職員に対する診療業務を強化する。)

少年院 五〇人増(教化活動を充実するため法務教官五〇人を増加し主要少年院二十教箇所配置する。)

少年鑑別所 一〇人増(鑑別業務を充実するため法務技官一〇人を増加し大都市の鑑別所に配置する。)

法務局及び地方法務局 二〇三人増(登記事務の増加に対処するため、登記専門職を二〇〇人増加して大都市の法務局に配置し、又訟務事件処理の充実を図るため事務官三名を増加し大都市に配置する。)

保護観察所 二二人増(青少年保護観察業務を強化するため保護観察官二二人を増加する。)

入国管理事務所 二九人増(三出張所の新設のため入国審査官三人、入国警備官二人、羽田入国管理事務所の出入国審査業務の充実のため入国審査官二人、在留資格審査業務の充実のため入国審査官六人、新造舟艇二隻(下関、徳山)の維持管理のため入国警備官六人を増加する)

入国者収容所 二四人減(大村入国者収容所の収容業務が減少したため入国警備官一人、事務員四人、労務職員九人を減ずる。)

検察庁 九一人増(地方裁判所における公判審理の迅速化を図るため検事五人、検察事務官五人、交通関係事件の増加に対処するため副検事一〇人、検察事務官七一人を増加して主要都市に配置する。)

2. 公安調査局及び地方公安調査局 現行定員一、八一五人を二、〇一五人に改め、法務事務官二〇〇人を増加し、破壊的団体の規制に関する調査業務の充実を図る。

以上により法務省の定員合計四七、一三六人を四七、七二二人に改め五八六人を増加する。

(参考)

公安調査庁設置以来の定員の経過は次の通りである。



昭二七	一、七〇二人	(うち公安調査官数)	一、三二二人
昭二九	一、六三七	(行政整理減)	〃
昭三一	〃	〃	一、三五二
昭三三	一、六四二	〃	〃
昭三四	一、六四三	〃	〃
昭三五	一、六五〇	〃	〃
昭三六	一、七一〇	〃	一、三八五
昭三七	一、八一四	〃	一、五一〇
昭三八	一、八一五	〃	〃
今次改正	二、〇一五	〃	一、七一〇

二、刑務所の移転

名古屋刑務所及び福岡刑務所をそれぞれ移転しようとするものである。

1. 名古屋刑務所は現在名古屋市千種区千種町に在り、明治三十一年の建設にかかり老朽かつ狭いとなつたのと都市の発展に伴ない所在地が市街地となつて位置が不適當となつたため、愛知県西賀茂郡三好町に在る同刑務所の農場の敷地の一部に移転計画のところ、本年八月末に工事が完了し、年内に同所に開設しうる運びとなつたので、その位置を変更しようとするものである。

2. 福岡刑務所も同様、建物の狭あい、老朽化と現在位置(福岡市西新町)が市街地となり不適當なため、福岡県粕屋郡宇美町の民有地に移転計画のところ、本年十二月末に工事が完了することとなり、年度内に同所に開設しうる運びとなつたので、その位置を変更しようとするものである。

三、入国管理事務所出張所の設置

青森県八戸市、兵庫県尼崎市、香川県坂出市にそれぞれ仙台入国管理事務所八戸港出張所、神戸入国管理事務所尼崎港出張所、高松入国管理事務所坂出港出張所を設置するものである。八戸は従来とも派遣員が駐在し他は出張して業務を処理して来たが、いずれも最近における出入国者数の増加に対応して出入国管理行政の有効適切を期するためのものでありこれがため別表十二を改める。

四、市町村の廃置分合に伴ない別表三(法務局の管轄区域)の旭川地方法務局の項中「音江村」を「深川市」に改め、別表五(少年院等の位置)の岐阜少年院の位置「岐阜県稲葉郡鷺沼町」を「各務原市」に改めるものである。

第四、本法律の施行期日

この法律は、別表四の改正を除き、公布の日から施行し、別表四の改正(刑務所の移転)は、公布の日から起算して一年をこえない範囲において政令で定める日から施行する。ただし第十三条の十七の表の改正(定員に関する改正)は昭和三十九年四月一日に遡及して適用する。

第五、本法律に伴なう予算

本改正に伴ない昭和三十九年度予算として二、一四四、二八八千円が計上されている。その内訳は次のとおりである。

定員増加に伴なう経費	一六五五三、四千円
刑務所の移転に伴なう経費	一、九七八、三七〇
名古屋刑務所	一、〇六二、八三七
福岡刑務所	九一五、五三三
入国管理事務所出張所の新設に伴なう経費	三、八四
合 計	二、一四四、二八八



〔不成立の法律案〕

建設省設置法の一部を改正する法律案

第一、従来の経過

建設省設置法の一部を改正する法律案は、まず第四十三回通常国会に、地方建設局への事務委譲、建設研修所の改称を内容として提出され、衆議院において施行期日について所要の修正を行った上、同国会の会期末に本院に送付されてきたが、本院は会期末の失対法改正法案の中間報告等のため混乱を来しており、本委員会においては一回の質疑も行なわれなのまま審査未了となつた。ついで第四十四回臨時国会に同内容で再提出されたが、衆議院解散により再び審査未了となつた。

第四十六回通常国会においては、さきの改正内容のほか、昭和三十九年度における新規の改正点二点を加えて提出され、衆議院において、地方建設局の所掌事務のうちから、砂防等に関する助成及び監督に関する事務を削除する等の修正を行った上、会期末に本院に送付されてきたが、本委員会においては、同国会の最終日に若干の質疑が行われたのみで、継続審査となつた。(衆議院の修正内容は、四十六回国会審査要録一〇七頁参照)

第二、本国会の審査経過

参議院……委員会、本会議とも多数で原案通り可決

委員会における主な質疑は、地方建設局に一般行政事務及び補助金関係事務を委譲する理由、この委譲に伴つて二重行政二重監督の弊害の生ずるおそれはないか、事務委譲に伴う地方建設局の定員の配置、建設研修所を建設大学校に改称する理由等である。なお委員会において伊藤委員より、日本社会党を代

表して、今回の改正により、二重行政、二重監督の弊害が生ずることが明らかである等の理由をあげて本案に反対する旨の討論が行われた。

衆議院……審査未了

第三、本法律案の内容

- 一、地方建設局が分掌する事務として、新たに所管行政の助成及び監督等に関する事務を加え、これに伴ない地方建設局に計画管理部を新設し、企画室を廃止すること。
- 二、中部地方建設局に用地部を設置すること。
- 三、建設研修所を建設大学校に改めること。
- 四、公共用地審議会に、昭和四十年三月三十一日までの間、公共補償の基準に関する重要事項を調査審議させること。



二 国家公務員関係



國家公務員關係法案の審査概要

公務員関係では、別途提案された昭和三十九年度補正予算に関連する今国会の重要法案として、いわゆる給与三法案が付託され、いづれも成立した。

その審査状況を概観すると、継続審査の三件、特に防衛関係法案の審査日程とも関連して、会期の当初よりいづれを先に審査するかについて幾度かの与野党理事の打合せがなされたが、結局、会期も終盤に入り、補正予算の成立した翌日に到つて、防衛関係法案に先んじて審査された。その審査においては、今後、人事院勧告の実施時期を完全に尊重するための財政上の措置問題が重点的にたゞされたほか、中堅クラス及び行(二)俸給表適用者の処遇、新三等級設定の理由と今後の運用、住宅手当、暫定手当に関する人事院の見解等がただされた。討論に入つて、委員長より、特別職給与法等改正案に対し、自民、社会、公明、民社四党共同提案による国会議員の歳費月額等の引上げは一年据置く趣旨の修正案が提出され、ついで、社会党鶴園委員より、①五月一日実施の勧告が無視されたこと、②特に四等級以下についての引上率が少なすぎることを、③指定職俸給表、新三等級の設定は納得できないこと、④行(二)改善の配慮が不足していること等の理由で三法案の原案に反対、三法案の実施期日を五月一日にする趣旨の修正案を提出、共同修正案に賛成の発言があり、また、自民党小柳委員より、共同修正案に賛成し、会計年度の途中において多額の財源措置を必要とする給与改定について、今回は九月一日実施にふみきつており政府の努力がうかがわれる。補正予算も既に成立しているので鶴園修正案には反対、共同修正部分を除く原案に賛成の発言があり、公明党鬼木委員より、実施時期が完全尊重されていないことは、人事院勧告軽視であり、今後、政府は完全実施に万全を期すべきであるとして一般職給与法等改正案に反対、民社党畑畑委員より、中だるみの是正、初任給の改善に配慮が足りない、



実施時期は完全に尊重すべきであるとの見地から三法案の原案に反対、二修正案に賛成の発言がなされた。採決の結果、一般職給与法等改正案、防衛庁職員給与法等改正案については、鶴園修正案を否決、多数をもつて原案通り可決、特別職給与法等改正案については、共同修正案を全会一致をもつて可決。鶴園修正案は否決、結局、多数をもつて修正可決された。なお、小柳委員より、四党共同提案による一般職給与法等改正案に対する次の附帯決議案が提出され、全会一致で可決された。

「公務員給与に関する人事院勧告の実施時期が、今後完全に尊重せられるよう、政府は財政上の措置について、最善を尽すべきである。」

右決議する。」

なお先議の衆議院においては、社会、民社の反対討論ののち、三法案とも多数をもつて原案通り可決、一般職給与法等改正案に対しては、目民、社会、民社共同提案により次の附帯決議がなされた。

「公務員の給与については、政府は、人事院勧告尊重の趣旨を体し、今後これを完全に実施し得るよう予算措置を講ずることに最善を尽すべきである。」

右決議する。」

また、参議院修正により回付された特別職給与法等改正案は多数をもつて同意された。

## 〔成立した法律〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三九・二・法第一七四号）

### 第一、本法律の改正要点

一、昭和三十九年八月十二日の人事院勧告に基づき、一般職の国家公務員の給与を改定する。

1. 全俸給表の全等級を通じ、俸給月額を現行の俸給月額より平均七・九%増額改定する。
  2. 指定職俸給表を新設する。
  3. 行政職(一)の四等級を二分割する。
  4. 初任給調整手当、通勤手当、宿日直手当、休日給、期末、勤勉手当の改正を行なう。
- 二、全俸給表について暫定手当の一段階相当額を繰り入れる。
- 三、本法律は公布の日から施行し、一、の措置に関する規定は昭和三十九年九月一日にさかのぼつて適用する。但し、初任給調整手当の改正、暫定手当の本俸繰り入れ措置に関する規定は昭和四十年四月一日から施行する。

(注) 1. 右のうち、一、については、すべて今回の勧告通りの措置である。

2. 本法律は五条と附則よりなっているが、第一条は、昭和三十九年九月一日から適用し、第二条、第三条は公布の日、第四条、第五条は昭和四十年四月一日から施行する。

### 第二、改正要点の解説

#### 一、俸給表の改定措置

1. 俸給月額引上げ（第一条中別表第一（第七関係））

昭和三十九年九月一日以降、全俸給表の全等級を通じ、俸給月額を現行の俸給月額より七・九%（基準内）、金額にして二、五九八円引上げた額とする。

なお、今回の給与改善率は八・五%、金額にして二、七九二円となっており、昭和三十九年四月における官民給与の総合較差八・五%（二、七九二円）に見合うものであり、その内訳は次のごとくである。



俸給表改定分	七・九%	(二五九八円)
三短措置分	〇・三%	(八九円)
通勤手当改定分	〇・一%	(三三円)
はね返り分等	〇・二%	(七二円)

各俸給表別の対本俸の平均引上率は次のごとくである。

行政(一)	八・八%	(三三二二円)	教育(一)	八・三%	(三三四八円)
行政(二)	九・四%	(三一七)	教育(二)	八・六%	(三〇七六)
税務	八・八%	(三九四二)	教育(三)	八・三%	(四一〇〇)
公安(一)	九・四%	(三九九二)	研究	八・七%	(三九五九)
公安(二)	八・七%	(三七六〇)	医療(一)	八・四%	(四二三五)
海事(一)	八・四%	(三三三三)	医療(二)	九・一%	(三五一三)
海事(二)	九・二%	(三四七六)	医療(三)	九・五%	(三一四四)
教育(一)	八・三%	(四一八一)	計	八・八%	(三五九四円)

等級別の引上率については、特に下位等級に配慮されているが、例を行政職(一)についてみると、各等級の対本俸引上率は次のごとくである。

二等級	七・九%	(六六四一元)	六等級	八・一%	(三三四四円)
三等級	七・八%	(四九六九)	七等級	九・三%	(三〇〇五)
四等級	七・四%	(三三六〇)	八等級	一三・九%	(一八七七八)
五等級	七・七%	(三八九五)	計	八・八%	(三三四二円)

初任給については、民間との均衡をはかるため、大学卒、短大卒については、二、〇〇〇円、高

校卒については一、七〇〇円引上げ、教官の初任給についてはさらに考慮を加えている。  
 なお、大学助手、研究所室長等研究員、医長等については、行政(一)の改善率に較べ、特別の配慮を加えている。

2. 指定職俸給表の新設(第一条中第六条第一項、第三項、第六条の二別表第八関係)

行政職(一)、教育職(一)、研究職、医療職(一)の各一等級を一括して、新たに指定職俸給表を設け、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長等に適用する。  
 即ち、昭和三十八年の給与改定により、事務次官等及び旧七帝大学長の給与が一官一給与に改められ、国務大臣などの特別職員並みに打切り給与となつて、俸給の特別調整額(管理職手当)、扶養手当、通勤手当、勤勉手当が支給されない体系となり、一等級の特号俸となつたが、今回、この一官一給与の適用官職を拡大して現在、一等級に格付けされている官職のうち、人事院が定める官職を甲に格付けするとともに、その他の一等級官職を乙に格付けすることとしている。乙の適用官職は、本省局長等であり、その給与は一官一給与体系ではない。  
 なお、指定職甲の代表的官職はおおむね次のごとくである。

七号俸	二十四万円	東大、京大 学長
六号俸	二十二万円	北大、東北大、名大、阪大及び九大の学長
五号俸	二十一万円	事務次官、会計検査院、人事院各事務総長、警察庁長官
四号俸	二十万円	旧十一官大学長
三号俸	十九万円	外局長、弘前大など七学長
二号俸	十八万円	委員会事務局長など
一号俸	十七万円	大規模な病院長、研究所長など







四月一日からは全面的にこの俸給月額によることとなる。

この結果、暫定手当は、三級地と四級地のみを支給されることとなり、その額は三級地は定額分、四級地は定額分の二倍が支給される。なお、一般職の国家公務員の級地別人員数は二級地以下二二万九千七百人、三級地五万九千三百人、四級地一七万六百人となっている。(昭和三九・一現在)

## 二、諸手当の改定措置

### 1. 初任給調整手当の支給期間の延長(第四条中第一〇条の三、附則一項関係)

従来、初任給調整手当の支給額は、採用時において、科学技術部門は二千五百円、その他の部門は千円となっており、その額は、採用の日から一年を経過することに減じて、前者は「三年以内」、後者は「二年以内」に限って支給することとなつてゐる。

即ち、科学技術部門は、採用後、最初の一年間は二千五百円、二年目は千七百円、三年目は九百円となつており、その他の部門は、最初の一年間は千円、二年目は五百円となつてゐる。このため、これらの職員はその期間中の昇給分の多くが、この減額に充てられることとなり、実質的には、僅かな昇給額となるので、今回、これらの職員の処遇を改善することとし、この支給期間を延長して、「三年」を「五年」に、「二年」を「三年」に改めることとしている。

この結果、科学技術部門では、最初の一年は二千五百円、二年目は二千円、三年目は千五百円、四年目は千円、五年目は五百円、その他の部門では、最初の一年は千円、二年目は七百円、三年目は四百円が支給されることとなる。

### 2. 通勤手当の増額(第一条中第十二条第二項関係)

従来、交通機関等を利用する場合の通勤手当の額については、一カ月の通勤に要する運賃等の額

に相当する額から百円を控除した額を支給することとなつてゐるが、(但し、その額が九百円をこえるときは九百円)、今回、三公社、五現業、民間の支給形態の実情等を勘案して、この百円控除を廃止する。そのため、九百円に満たない運賃等については実額が支給されることとなる。

自転車等を使用する者に対する支給額は、現在三百円(原動機付のものにあつては、三百五十円)であるが、右の百円控除廃止の趣旨等を勘案して、これを百円増額し、四百円(原動機付のものにあつては四百五十円)に改める。

### 3. 年末、年始の休日給支給(第一条中第十七条第二項関係)

年末の二十九日、三十日、三十一日及び年始の二日、三日は従来より特別休暇として取扱われ、その日に勤務した者については、平常の勤務日と同様扱いとなつており、特に、休日(国民の祝日)勤務の場合のごとき休日給は支給されていないので、今回、年末、年始ならびに国の行事の行なわれる日で人事院規則で定める日には、これを休日扱いとし、その日に勤務した者には、休日給を支給することとしている。

### 4. 宿直手当の増額(第一条中第十九条の二、第一項関係)

宿直勤務または日直勤務については、従来、その勤務一回につき三百六十円(その宿直勤務が退庁時から引き続いて行なわれる場合は四二〇円)となつてゐるが、民間における支給の実態に照らし、その増額を行ない、三百六十円を四百二十円に、四百二十円を五百四十円に改める。

従来、法務局出張所等における常直的宿直勤務(いわゆる常直勤務)を行なう者に対しては、日曜日についてのみ、いわゆる日曜日直として、手当が支給されてゐるが、勤務の実態等を勘案し



て、新たに、常直的な宿日直勤務に対しては、月額三千円以内の宿日直手当を支給することとしている。

5. 期末、勤勉手当の増額（第一条中第十九条の三、第十九条の四関係）

期末、勤勉手当については、六月および十二月に支給される期末手当を○・一月分増額し、六月の支給割合を一・四月分に、十二月の支給割合を二・四月分に改め、三月に支給される勤勉手当を○・一月分増額し、三月の支給割合を○・四月分に改める。  
 期末、勤勉手当の新旧は左のごとし

支給期	手当		勤勉手当		計	
	改正前	改正	改正前	改正	改正前	改正
三月			○・三月分	○・四月分	○・三月分	○・四月分
六月	一・〇月分	一・一月分	○・三月分	○・三月分	一・三月分	一・四月分
十二月	二・〇月分	二・一月分	○・三月分	○・三月分	二・三月分	二・四月分
総計			○・三月分	○・三月分	三・九月分	四・二月分

三、三短措置など（附則第十項、第十一项）

昭和三十七年の俸給表改正によるいわゆる号俸の間引き措置により、間引かれた後の新昇給制度の適用を受ける者と、すでに間引きの個所を通過した者との間の均衡を考慮するため、昭和三十七年は第一間引きの個所以後の者について、次期昇給期間の三カ月短縮の措置を行ない、昭和三十八年は第二間引きの個所以後の者について、さらに三カ月短縮措置を講じ、昭和三十九年は、その第三間引きの個所以後の者についての三カ月短縮を行なうこととしている。

この間引き措置は、行政職(一)を除き、三節行なわれたので、一節につき一回の三短縮措置も昭和三十九年で三回目となるので、今回が最終措置となる。

なお、行政職(二)については、四節の間引きを行なったので、今回は、四節目以後の者については次期昇給期間を六カ月短縮している。

四、附則による措置

施行期日等を規定するとともに（第一項、第二項）、俸給の切替え方法、切替えに伴う措置（第三項以下）等を規定している。

なお、指定職、新三等級の設定及び等級構成の改定に伴う、旅費法の改正を行なっている。（第八項、第十九項）

第三、今回の給与改定に要する経費

一般職員並びに特別職員（五現業職員分を除く）の給与改定に要する昭和三十九年度分（九月実施）の経費は次の如くである。

1. 俸給表改定分	
一般会計	三三七億六千万円
特別会計	六〇億七千万円
計	三九八億三千万円
2. その他の諸手当	
一般会計	一一億一千万円
特別会計	二億五千万円
計	一三億六千万円



## 俸給月額比較表

- (註) 1. 本表は行政職俸給表(一)の改正前の俸給月額と、これに対応する切替後の新俸給月額を比較し、その増加額並びに増加率を算出したものである。
2. 俸給月額欄の( )内数字は直近上位の号俸に対する間差額を示す。

行政職俸給表(一)

号俸	2等級(現行3等級)				号俸	1等級(現行2等級)			
	改正前	改正後	引上額(率)			改正前	改正後	引上額(率)	
等級	円	円	円	%	等級	円	円	円	%
1	47,100 (2500)				1	68,100 (3500)	73,300 (3,800)	5,200	7.6
2	49,600 (2,600)	53,200 (2,900)	3,600	7.3	2	71,600	77,100	5,500	7.7
3	52,200	56,100	3,900	7.5	3	75,100	80,900	5,800	7.7
4	54,800	59,000	4,200	7.7	4	78,600	84,700	6,100	7.8
5	57,400 (2,700)	61,900	4,500	7.8	5	82,100	88,500	6,400	7.8
6	60,100	64,800	4,700	7.8	6	85,600	92,300	6,700	7.8
7	62,800	67,700	4,900	7.8	7	89,100	96,100	7,000	7.9
8	65,500	70,600 (2,800)	5,100	7.8	8	92,600 (3,100)	99,900	7,300	7.9
9	68,200 (2,500)	73,400	5,200	7.6	9	95,700 (2,600)	103,700 (3,500)	8,000	8.4
10	70,700 (2,000)	76,200 (2,500)	5,500	7.8	10	98,300 (2,000)	107,200 (3,000)	8,900	9.1
11	72,700	78,700 (2,100)	6,000	8.3	11	100,300 (1,500)	110,200	9,900	9.9
12	74,700 (1,800)	80,800	6,100	8.2	12	101,800	112,200	10,400	10.2
13	76,500 (1,500)	82,900 (1,800)	6,400	8.4	13	103,300	114,200	10,900	10.6
14	78,000	84,700	6,700	8.6	14		116,200	-	
15		86,500	-		15		118,200		
16		88,300	-						

3. 期末、勤勉手当改定分

特別会計	一般会計	特別会計	一般会計	合計	特別会計	一般会計	合計
昭和三十九年度補正予算計上額	三九二億円	五二億円	四九八億七千万円	七七億四千万円	四二一億三千万円	一三億九千万円	八六億五千万円
昭和三十九年度補正予算計上額	三九二億円	五二億円	四九八億七千万円	七七億四千万円	四二一億三千万円	一三億九千万円	八六億五千万円

(うち義務教育国庫負担分 一三億九千万円)

なお、地方公務員分は約六百億円である。



号 俵	6 等 級				号 俵	5 等 級			
	改正前	改正後	引上額 (率)			改正前	改正後	引上額 (率)	
	円	円	円	%		円	円	円	%
12	36,800 (900)	39,700	2,900	7.9	9	39,400 (1,400)	42,300 (1,600)	2,900	7.4
13	37,700 (700)	41,000 (1,000)	3,300	8.8	10	40,800 (1,300)	43,900 (1,400)	3,100	7.6
14	38,400	42,000	2,600	9.4	11	42,100 (1,200)	45,300	3,200	7.6
15	39,100	43,000	3,900	10.0	12	43,300 (900)	46,700 (1,200)	3,400	7.9
16	39,800	44,000	4,200	10.6	13	44,200 (800)	47,900 (1,000)	3,700	8.4
17		45,000	-		14	45,000 (700)	48,900	3,900	8.7
18		46,000	-		15	45,700	49,900	4,200	9.2
7 等 級					16	46,400	50,900	4,500	9.7
1	16,100 (1,000)	18,100 (1,000)	2,000	12.4	17	47,100	51,900	4,800	10.2
2	17,100	19,100	2,000	11.7	18		52,900	-	
3	18,100 (1,100)	20,100 (1,100)	2,000	11.0	6 等 級				
4	19,200 (1,500)	21,200 (1,500)	2,000	10.4	1	19,200 (1,500)	21,200 (1,600)	2,000	10.4
5	20,700	22,700	2,000	9.7	2	20,700 (1,600)	22,800 (1,700)	2,100	10.1
6	22,200	24,200	2,000	9.0	3	22,300 (1,700)	24,500 (1,800)	2,200	9.9
7	23,700 (1,600)	25,700 (1,600)	2,000	8.4	4	24,000 (1,800)	26,300	2,300	9.6
8	25,300	27,300	2,000	7.9	5	25,800	28,100	2,300	8.9
9	26,900 (1,500)	28,900	2,000	7.4	6	27,600	29,900	2,300	8.3
10	28,400 (1,100)	30,500 (1,200)	2,100	7.4	7	29,400 (1,700)	31,700	2,300	7.8
11	29,500	31,700	2,200	7.5	8	31,100	33,500 (1,700)	2,400	7.7
12	30,600	32,900	2,300	7.5	9	32,800 (1,400)	35,200 (1,600)	2,400	7.3
13	31,700 (700)	34,100 (800)	2,400	7.6	10	34,200	36,800	2,600	7.6
14	32,400	34,900	2,500	7.7	11	35,600 (1,200)	38,400 (1,300)	2,800	7.9

号 俵	4 等 級				号 俵	3 等 級 (新)			
	改正前	改正後	引上額 (率)			改正前	改正後	引上額 (率)	
	円	円	円	%		円	円	円	%
6	42,700 (1,800)	45,800	3,100	7.3	1		44,000 (2,300)		
7	44,500	47,800	3,300	7.4	2		46,300		
8	46,300	49,800 (1,900)	3,500	7.6	3		48,600 (2,200)		
9	48,100	51,700	3,600	7.5	4		50,800		
10	49,900	53,600	3,700	7.4	5		53,000		
11	51,700	55,500	3,800	7.4	6		55,200		
12	53,500	57,400	3,900	7.3	7		57,400		
13	55,300	59,300	4,000	7.2	8		59,600		
14	57,100 (1,700)	61,200 (1,800)	4,100	7.2	9		61,800		
15	58,800 (1,600)	63,000	4,200	7.1	10		64,000		
16	60,400 (1,400)	64,800 (1,500)	4,400	7.3	11		66,200		
17	61,800 (1,100)	66,300	4,500	7.3	12		68,400		
18	62,900	67,800	4,900	7.8	13		70,600 (2,000)		
5 等 級					14		72,600 (1,600)		
1	24,300 (2,000)	26,800 (2,000)	2,500	10.3	15		74,200		
2	26,300	28,800	2,500	9.5	16		75,800		
3	28,300	30,800	2,500	9.8	4 等 級				
4	30,300 (1,900)	32,800	2,500	8.3	1	32,700 (2,100)	35,400 (2,100)	2,700	8.3%
5	32,200	34,800	2,600	8.1	2	34,800	37,500	2,700	7.8
6	34,100	36,800 (1,900)	2,700	7.9	3	36,900 (2,000)	39,600	2,700	7.3
7	36,000 (1,800)	38,700	2,700	7.5	4	38,900 (1,900)	41,700	2,800	7.2
8	37,800 (1,600)	40,600 (1,700)	2,800	7.4	5	40,800	43,800 (2,000)	3,000	7.4



等級 号俸	7 等 級			
	改正前	改正後	引上額 (率)	
15	円 33,100	円 35,700	円 2,600	% 7.9
8 等 級				
1	12,000 (400)	13,600 (500)	1,600	13.3
2	12,400	14,100	1,700	13.7
3	12,800	14,600	1,800	14.1
4	13,200	15,100	1,900	14.4
5	13,600 (700)	15,600 (700)	2,000	14.7
6	14,300 (900)	16,300 (900)	2,000	14.0
7	15,200	17,200	2,000	13.2
8	16,100	18,100	2,000	12.4
9	17,000	19,000	2,000	11.8
10	17,900	19,900	2,000	11.2
11	18,800 (1,000)	20,800 (1,000)	2,000	10.6
12	19,800 (1,100)	21,800 (1,100)	2,000	10.1
13	20,900 (1,000)	22,900 (1,000)	2,000	9.6
14	21,900 (600)	23,900 (600)	2,000	9.1
15	22,500	24,500	2,000	8.9
16	23,100 (500)	25,100	2,000	8.7
17	23,600	25,700	2,100	8.9

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律 (昭・三九・一二法第一七五号)

第一、本法律の改正要点

- 一般職の職員給与に関する法律等の一部改正の例に準じて、左の措置を講ずる。
- 一、参事官等俸給表、自衛官俸給表の俸給月額を改める。
  - 二、両俸給表に新たに指定職相当の欄を設けるとともに俸給日額等に関する規定を設ける。
  - 三、防衛高等学校の学生手当の額を改める。
  - 四、営外手当の額を改める。
  - 五、期末、勤勉手当に関する規定を改める。
  - 六、参事官等俸給表の俸給月額に暫定手当の一段階相当額を繰入れる。
  - 七、本法律の第一条、第二条は公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日にさかのぼつて適用し、第三条、第四条は昭和四十年四月一日から施行する。

第二、改正要点の解説

一、俸給月額の改定 (第一条別表第一、別表第二関係)

防衛庁の職員は、国家公務員法第二条第三項、第十六号により、特別職とされており、その給与上の取扱いについては、それぞれ、その職務の特殊性に応じ、大別して三つのグループに分かれている。即ち、従来は、第一に、防衛事務次官、統合幕僚会議の議長たる自衛官、防衛庁の参事官、書記官、部員であり、その俸給月額は法別表第一に定められている。第二は、防衛庁の事務官、技官、教官等であり、その俸給月額は一般職給与法の定めるところによつてゐる。第三は、自衛官であり、その俸給月額は法別表第二に定められている。



今回の改正案は、右のグループ分けに若干の改正を加え、法別表第一の適用官職から統合幕僚会議議長を法別表第二に移し替えている。

1. 参事官等の俸給表の改定（第一条別表第一及び第五条、第六条、第二十二條の二関係）

参事官等の俸給表は、従来、事務次官、統幕議長の一官一給与と一等級（参事官）、二等級（書記官）、三等級（部員）に分れているが、今回、一般職に指定職俸給表が設けられたこと及び行政職（一）に新三等級が設けられたことに対応して、参事官等俸給表に指定職の欄を設け、これを甲、乙に区分し、甲の五号俸二一万円を事務次官とし、乙の二号俸を主要局長とするとともに、改正前の三等級を四等級とし、改正前の二等級との間に新三等級を設ける。

なお、改定俸給月額については、参事官は行政職（一）の新一等級、書記官は新二等級、部員は新三等級、四等級、五等級の俸給月額をそれぞれ基準として、従前の方式により、その基準俸給月額に勤務の質と量に應ずる付加報酬分（超過勤務手当相当分等）の調整率を加えて算定されており、今回の場合、その調整率は、期末、勤勉手当〇・三月分増額に伴うハネ返り分を差引き計算して〇・一一六三となつている。（増加額、増加率については、俸給月額比較表参照）

（備考）事務官等の俸給月額については、従来より一般職に適用される俸給表によることとなつているので、一般職と同様の改定が行なわれる。

2. 自衛官俸給表の改定（別表第二改正）

自衛官の俸給月額については、一般職に指定職俸給表が設けられたことに対応して、従来の陸将、海将、空将の甲、乙欄をそれぞれ、乙、丙欄に改め、新たに甲欄として一官一給与の俸給月額を設ける。

新甲の適用官職は次のごとくである。

甲 一号俸	一七万円	東部方面総監、自衛艦隊司令官、航空総隊司令官、陸幕副長など
四号俸	二〇万円	幕僚長
五号俸	二一万円	統合幕僚会議議長

なお、乙は一般職の指定職俸給表（乙）に相当するものであり、方面総監、地方総監、幹部学校長（二号俸）などが適用となり、丙は行政職（一）の新一等級に相当するもので、師団長、航空方面隊司令、護衛艦隊司令官などが適用となる。

将補、一佐は、行政職（一）の新二等級、二佐以下、一士までは公安職（一）、二士、三士は公安職（二）の俸給月額をそれぞれ基準とし、その基準月額に、平均暫定手当分月額及び勤務の質と量に應ずる付加報酬分の調整率（参事官等と同率の〇・一一六三）を加え、その額より私傷病療養費の半額分である〇・〇二四を差引いて算出することになつている。曹及び士については、営内居住に伴う私的生活所要経費のうち、本人負担分月額を更に差引くので、今回の新俸給月額の算定に当たっても、その方式によつては、暫定手当の非支給地に一段階分の額の手当が一般職職員に支給されることを考慮して、その措置に準じ、その分を増額して算出している。（増加額、増加率については、俸給月額比較表を参照）

なお、曹及び士については、食費の上昇、内容改善等を行なうため、更に月額五二五円を本人負担分としたため、従来の本人負担分三、五八五円は、四、一一〇円となつた。それに伴つて、食費単価は一六三円となつた。

二、学生手当の額の改正（第二五條二項改正）

防衛大学の学生に支給されている学生手当は、従来より行政職（一）八等級二号俸（初級国家公務員試験合格者の初任給）を基準として定められ、従来、七、四〇〇円が支給されているが、今回、八等



級二号俸の俸給月額が一四、四〇〇円から一四、一〇〇円に改められることとなるので、学生手当についても、従来の算式どおり一四、一〇〇円より私傷病医療費本人負担分月額及び食事代を差引いた八、二〇〇円に増額する。

三、営外手当の額の改正（第一八条第二項関係）

自衛官のうち一曹以下の者は、原則として営舎内等に居住する義務を有するので、これらの職員の俸給は営舎内等で支給される食費、光熱費等を控除した額となつてゐるが、これらの自衛官のうち営舎外に居住することを認可される場合があるので、その者に対して、俸給の算定基礎から控除されてゐる食費等相当分を営外手当として支給されることとなつてゐる。その控除される食費等相当分が前述のごとく三、五八五円から四、一〇〇円となつたので、営外手当を四、一〇〇円に改める。

四、期末、勤勉手当の規定の改正（第一八条の二、第一八条の三関係）

防衛庁職員の期末、勤勉手当（勤勉手当は事務次官、議長及び学生には支給されない）については、一般職給与法の例に準じて読み替え規定によつて支給されているが、今回、その規定を整備し、読み替え規定を廃して、独自の支給規定を置くこととしてゐる。

なお、一般職に準じ、六月および十二月の期末手当、三月の勤勉手当をそれぞれ〇・一月分増額する措置を同時に行なつてゐる。

五、暫定手当の一段階相当額の本俸繰入れ（第三条別表第一及び第四条関係）

参事官等俸給表については、一般職給与法の改正による暫定手当の一段階相当額の本俸繰入れの措置に準じ、昭和四十年四月一日から相当額を本俸に繰入れる。

自衛官俸給表については、前述のごとく、平均暫定手当分として、第一条の別表第二の新俸給月額

に算入されてゐるので、特に、その措置を要しない。

なお、参事官俸給表甲、自衛官俸給表甲は一般職の指定職俸給表甲の例にならい、暫定手当の繰入れを行なわず、寒冷地手当、退職手当、共済の規定の適用については、一段階相当額を俸給とみなすこととなつてゐる。

六、附則による措置

1. 本法律の第一条及び第二条は（本資料の第二の一、二、三、四などの措置）公布の日から施行し、

昭和三十九年九月一日にさかのぼつて適用し、第三条及び第四条は（本資料第一の五などの措置）

昭和四十年四月一日から施行することとしてゐる。（附則第一項、第二項）

2. 俸給の切替え及び切替えに伴う措置ならびに算定期間の短縮その他所要の規定を定めてゐる。

（附則第三項から第一九項まで）

第三、本法律施行に要する経費

昭和三十九年度分の所要経費は八〇億〇八百万円である。

（内訳）

職員俸給分	三七億七六百万円
諸手当改定分	四億〇二百万円
期末勤勉手当改定分	二八億〇〇百万円
共済負担金	二億二八百万円
糧食費	八億〇二百万円

なお、補正予算計上額は五六億八五百万円である。



自衛官俸給月額比較表

(注) 本表は、改正前の俸給月額と、これに対応する切替後の新俸給月額を比較し、その増加額並びに増加率を算出したものである。

自衛官俸給表

改正前		改正後		増加額	増加率	改正前		改正後		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額			号俸	俸給月額	号俸	俸給月額		
将 補				将 甲(法案将乙)							
1	66,500	1	74,800	5,200	7.47	1	111,200	1	119,500	8,300	7.46
2	69,600	2	78,100	5,400	7.43	2	115,600	2	124,700	9,100	7.87
3	72,700	3	81,400	5,600	7.39	3	120,000	3	129,900	9,900	8.25
4	75,800	4	84,700	5,700	7.22	4	124,400	4	135,200	10,800	8.68
5	79,000	5	87,900	6,000	7.33	5	128,800	5	140,500	11,700	9.08
6	81,900	6	91,000	6,200	7.31	6	133,200	6	145,800	12,600	9.46
7	84,800	7	94,000	6,300	7.18	7	137,600	7	151,100	13,500	9.81
8	87,700	8	96,900	6,900	7.67	8	142,000	8	156,400	14,400	10.14
9	90,000	9	99,400	7,100	7.69	9		9	161,700		
10	92,300	10	101,900	7,400	7.83	将 乙(法案将丙)					
11	94,500	11	104,200	7,900	8.20	1	82,500	1	88,400	5,900	7.15
12	96,300	12	106,300			2	86,500	2	92,700	6,200	7.17
		13	108,400			3	90,500	3	97,000	6,500	7.18
1 佐				4 94,500 4 101,400 6,900 7.30							
1	54,600	1	61,400	3,900	6.78	5	98,500	5	105,800	7,300	7.41
2	57,500	2	64,700	4,200	6.94	6	102,500	6	110,100	7,600	7.41
3	60,500	3	68,000	4,500	7.09	7	106,500	7	114,400	7,900	7.42
4	63,500	4	71,400	4,900	7.37	8	110,300	8	118,700	8,400	7.62
5	66,500	5	74,800	5,200	7.47	9	113,300	9	122,700	9,400	8.30
6	69,600	6	78,100	5,400	7.43	10	115,700	10	126,100	10,400	8.99
7	72,700	7	81,400	5,600	7.39			11	128,400		
8	75,800	8	84,700	5,700	7.22			12	130,700		
9	79,000	9	87,700	6,400	7.87						

参事官等俸給月額比較表

(注) 本表は、改正前の俸給月額と、これに対応する切替後の新俸給月額を比較し、その増加額並びに増加率を算出したものである。

2 等 級				1 等 級							
改正前		改正後		増加額	増加率	改正前		改正後		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額			号俸	俸給月額	号俸	俸給月額		
12	83,600	12	92,500	7,000	8.19	1	76,200	1	81,800	5,600	7.35
13	85,500	13	94,600	7,400	8.49	2	80,100	2	86,000	5,900	7.37
14	87,200	14	96,600			3	84,000	3	90,200	6,200	7.38
		15	98,600			4	87,900	4	94,500	6,600	7.51
3 等 級				5 91,800 5 98,800 7,000 7.63							
1	29,400	1	32,100	2,700	9.18	6	95,700	6	103,100	7,400	7.73
2	31,600	2	34,400	2,800	8.86	7	99,600	7	107,300	7,700	7.73
3	33,900	3	36,700	2,800	8.26	8	103,500	8	111,500	8,000	7.73
4	36,500	4	39,400	2,900	7.95	9	107,000	9	115,700	8,700	8.13
5	38,900	5	41,800	2,900	7.46	10	109,900	10	119,700	9,800	8.92
6	41,300	6	44,200	2,900	7.02	11	112,100	11	123,000	10,900	9.72
7	43,500	7	46,600	3,100	7.13	12	113,800	12	125,300	11,500	10.11
8	45,600	8	48,900	3,300	7.24	13	115,500	13	127,500	12,000	10.39
9	47,700	9	51,200	3,500	7.34			14	129,700		
10	49,800	10	53,400	3,600	7.23			15	131,900		
11	51,800	11	55,600	3,800	7.34	2 等 級					
12	53,800	12	57,800	4,000	7.43	1	52,700	1	59,400	3,900	7.03
13	55,800	13	59,900	4,100	7.35	2	55,500	2	62,600	4,200	7.19
14	57,800	14	62,000	4,200	7.27	3	58,400	3	65,800	4,500	7.34
15	59,800	15	64,100	4,300	7.19	4	61,300	4	69,000	4,800	7.48
16	61,800	16	66,200	4,400	7.12	5	64,200	5	72,300	5,100	7.59
17	63,800	17	68,300	4,500	7.05	6	67,200	6	75,600	5,400	7.69
18	65,800	18	70,300	4,500	6.84	7	70,200	7	78,800	5,600	7.65
19	67,600	19	72,300	4,700	6.95	8	73,200	8	82,000	5,800	7.61
20	69,100	20	74,000	4,900	7.09	9	76,200	9	85,100	6,100	7.72
21	70,400	21	75,700	5,300	7.53	10	79,000	10	87,900	6,600	8.12
						11	81,300	11	90,200	6,600	7.89



改正前		改正後		増加額	増加率	改正前		改正後		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額			号俸	俸給月額	号俸	俸給月額		
2 尉						1 尉					
	19	60,500			11	54,800	11	60,100	5,300	9.67	
3 尉						12	55,900	12	61,700	5,800	10.38
1	25,400	1	28,100	2,700	10.63	13	56,900	13	63,100	6,200	10.90
2	26,100	2	29,000	2,900	11.11	14	57,900	14	64,400	6,500	11.23
3	27,400	3	30,300	2,900	10.58	15	58,900	15	65,700	6,800	11.54
4	29,400	4	32,400	3,000	10.20	16	59,900	16	66,900	7,000	11.69
5	31,500	5	34,600	3,100	9.84			17	68,000		
6	33,600	6	36,800	3,200	9.52			18	69,100		
7	35,500	7	39,000	3,500	9.86	2 尉					
8	37,400	8	41,100	3,700	9.89	1	27,600	1	31,000	3,400	12.32
9	39,300	9	43,200	3,900	9.92	2	29,700	2	33,100	3,400	11.45
10	41,100	10	45,100	4,000	9.73	3	31,900	3	35,400	3,500	10.97
11	42,700	11	46,800	4,100	9.60	4	34,100	4	37,700	3,600	10.56
12	44,200	12	48,500	4,300	9.73	5	36,200	5	39,900	3,700	10.22
13	45,100	13	49,900	4,800	10.64	6	38,300	6	42,100	3,800	9.92
14	46,000	14	51,200	5,200	11.30	7	40,400	7	44,300	3,900	9.65
15	46,900	15	52,400	5,500	11.73	8	42,000	8	46,100	4,100	9.76
16	47,800	16	53,500	5,700	11.92	9	43,600	9	47,800	4,200	9.63
17	48,700	17	54,600	5,900	12.11	10	45,100	10	49,500	4,400	9.76
18	49,600	18	55,700	6,100	12.30	11	46,300	11	51,000	4,700	10.15
19	50,500	19	56,700	6,200	12.28	12	47,500	12	52,300	4,800	10.11
20	51,400	20	57,700	6,300	12.26	13	48,500	13	53,600	5,100	10.52
1 曹						14	49,500	14	54,900	5,400	10.91
1	20,100	1	22,000	1,900	9.45	15	50,400	15	56,100	5,700	11.31
2	21,900	2	24,000	2,100	9.59	16	51,300	16	57,300	6,000	11.70
3	23,800	3	26,100	2,300	9.66	17	52,200	17	58,400	6,200	11.88
4	25,800	4	28,200	2,400	9.30			18	59,500		

改正前		改正後		増加額	増加率	改正前		改正後		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額			号俸	俸給月額	号俸	俸給月額		
3 佐						1 佐					
3	47,200	3	51,300	4,100	8.69	10	81,300	10	90,100	8,800	10.82
4	49,600	4	53,700	4,100	8.27	11	83,600	11	92,500	8,900	10.65
5	51,800	5	56,100	4,300	8.30	12	85,700	12	94,600	8,900	10.39
6	53,900	6	58,300	4,400	8.16	13	87,500	13	96,400	8,900	10.16
7	55,900	7	60,400	4,500	8.05			14	98,200		
8	57,800	8	62,400	4,600	7.96	2 佐					
9	59,100	9	64,300	4,600	7.71	1	47,300	1	51,300	4,000	8.46
10	61,600	10	66,200	4,600	7.47	2	49,700	2	53,700	4,000	8.05
11	63,100	11	68,100	5,000	7.92	3	51,900	3	56,100	4,200	8.09
12	64,600	12	69,900	5,300	8.20	4	54,000	4	58,400	4,400	8.15
13	65,900	13	71,600	5,700	8.65	5	56,100	5	60,600	4,500	8.02
14	67,200	14	73,200	6,000	8.93	6	58,200	6	62,800	4,600	7.90
15	68,400	15	74,800	6,400	9.36	7	60,300	7	65,000	4,700	7.79
16	69,600	16	76,300	6,700	9.63	8	62,400	8	67,200	4,800	7.69
						9	64,500	9	69,400	4,900	7.60
						10	66,600	10	71,600	5,000	7.51
						11	68,700	11	73,800	5,100	7.42
1 尉						12	70,600	12	75,900	5,300	7.51
1	34,500	1	38,400	3,900	11.30	13	72,300	13	78,000	5,700	7.88
2	36,800	2	40,700	3,900	10.60	14	73,800	14	80,100	6,300	8.54
3	39,100	3	43,000	3,900	9.97	15	75,200	15	82,100	6,900	9.18
4	41,600	4	45,400	3,800	9.13	16	76,600	16	84,000	7,400	9.66
5	43,700	5	47,600	3,900	8.92			17	85,700		
6	45,700	6	49,800	4,100	8.97			18	87,400		
7	47,700	7	52,000	4,300	9.01	3 佐					
8	49,700	8	54,100	4,400	8.85	1	42,500	1	46,500	4,000	9.41
9	51,700	9	56,200	4,500	8.70	2	44,800	2	48,900	4,100	9.15
10	53,500	10	58,300	4,800	8.97						



改正前		改正後		増加額	増加率	改正前		改正後		増加額	増加率
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額			号俸	俸給月額	号俸	俸給月額		
2 曹						1 曹					
15	37,000	15	40,400	3,400	9.19	5	27,900	5	30,400	2,500	8.96
16	37,800	16	41,300	3,500		6	30,000	6	32,600	2,600	8.67
3 曹						7 曹					
1	15,900	1	17,600	1,700	10.69	8	33,800	8	36,900	3,100	9.17
2	17,000	2	18,700	1,700	10.00	9	35,400	9	38,800	3,400	9.60
3	18,200	3	20,000	1,800	9.89	10	37,000	10	40,600	3,600	9.73
4	19,900	4	21,800	1,900	9.55	11	38,600	11	42,200	3,700	9.58
5	21,600	5	23,600	2,000	9.26	12	40,000	12	43,700	4,200	9.25
6	23,200	6	25,400	2,200	9.48	13	40,900	13	45,100	4,600	10.27
7	24,300	7	26,600	2,300	9.47	14	41,800	14	46,400	4,800	11.00
8	25,300	8	27,600	2,300	9.09	15	42,700	15	47,500	5,100	11.24
9	26,200	9	28,600	2,400	9.16	16	43,500	16	48,600	5,300	11.72
10	27,000	10	29,600	2,600	9.63	17	44,300	17	49,600	5,500	11.96
11	27,800	11	30,500	2,700	9.71	18	45,100	18	50,600	5,600	12.20
12	28,600	12	31,400	2,800	9.79	19	45,900	19	51,500	5,700	12.20
士 長						20 曹					
1	13,500	1	15,200	1,700	12.59	2 曹					
2	14,600	2	16,300	1,700	11.64	1	17,100	1	18,800	1,700	9.94
3	15,700	3	17,400	1,700	10.83	2	18,300	2	20,000	1,700	9.29
4	16,800	4	18,500	1,700	10.12	3	20,100	3	22,000	1,900	9.45
5	17,900	5	19,600	1,700	9.50	4	21,900	4	24,000	2,100	9.59
6	19,000	6	20,700	1,700	8.95	5	23,800	5	26,100	2,300	9.66
1 士						6 曹					
1	12,300	1	13,800	1,500	12.20	6	25,800	6	28,200	2,400	9.30
2	12,800	2	14,400	1,600	12.50	7	27,900	7	30,400	2,500	8.96
3	13,400	3	15,000	1,600	11.94	8	29,600	8	32,400	2,800	9.46
4	14,000	4	15,700	1,700	12.14	9	30,800	9	33,700	2,900	9.42
2 士						10 曹					
1	11,400	1	12,800	1,400	12.28	10	31,900	10	35,000	3,100	9.72
3 士						11 曹					
1	10,800	1	12,100	1,300	12.04	11	33,000	11	36,200	3,200	9.70
						12 曹					
						13 曹					
						14 曹					

特別職の職員に関する法律等の一部を改正する法律 (昭三九・二法第一七九号)

第一、本法律の改正要点

一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、次の措置を講ずる。

一、特別職の職員に関する法律の一部改正

1. 検査官（院長を除く）、人事官（総裁を除く）、政務次官、内閣官房長官級、委員会委員長級、委員会委員級並びに大使、公使、秘書官の俸給月額を改める。

2. 委員会委員の日額手当を引上げる。

3. 秘書官の俸給月額に暫定手当の一段階相当額を繰入れる。

二、国会議員の歳費、旅費及び手当に関する法律の一部改正

国会議員の歳費の額の規定を改める。

三、本法律は第一条（一の1.2）は公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日にさかのぼって適用し、

第二条（一の3）は昭和四十年四月一日から施行する。

ただし、国会議員の歳費月額等については昭和四十年八月三十一日までの間はなお、従前の例による（参議院修正）。

第二、改正要点の解説

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正（第一条、第二条関係）

特別職給与法において俸給月額の定められている特別職の職員は、内閣総理大臣、国務大臣、官房長官、政務次官など政治的色彩の強い官職とか、人事官、検査官、各種委員会の委員などで、その就



任について、国会の議決または同意によることを必要とする官職など、政府の最高級の官職にあるもの及び大使、公使と秘書官である。

内閣総理大臣などの俸給月額、法別表第一に、大公使の俸給月額は別表第二に、秘書官の俸給月額は別表第三にそれぞれ掲げられている。

(一) 法別表第一の改定

1. 内閣総理大臣、国務大臣級、内閣官房長官級の俸給月額については、今回は改定を行わず、据置くこととしている。

(参考) 昭和三十八年の給与改定による改善率

内閣総理大臣	五三・八%	検査官、人事官	三七・五%
国務大臣級	五七・九%	政務次官級	二八・六%
内閣官房長官級	五六・三%	委員会委員長級	一四・三%
		委員会委員級	二九・六%

2. 一般職の東大、京大学長が、今回、指定職俸給表甲の七号俸の二四万円に改定されることとなるので、検査官(院長を除く)、人事官(総裁を除く)の俸給月額を同額の二四万円に改め、九・一%の引上げを行なうとともに、従来、内閣官房副長官と同ランクであった政務次官のランク変えを行ない、その俸給月額を検査官、人事官と同額の二四万円に改め、三三・三%の引上げを行なう。

これとの均衡を考慮して、内閣官房副長官級の俸給月額を二三万円に改め、二七・九%の引上げを行なう。

また、一般職の事務次官などが、今回、指定職俸給表甲五号俸の二二万円に、外局の長が三号俸の一九万円に改定されるので、委員会委員長級の俸給月額を二二万円に改め、三一・三%の引上げを行ない、委員会委員級の俸給月額を一九万円に改め、三五・七%の改正を行なう。

(参考) 国務大臣の俸給月額を一〇〇とした場合の各官職の俸給月額の指数

官 職	昭和三十七年の改正	昭和三十八年の改正	今回の改正
内閣総理大臣	一三七	一三三	一三三
国 務 大 臣	一〇〇	一〇〇	一〇〇
内閣官房長官級	八四	八三	八三
検査官、人事官	八四	七三	八〇
政 務 次 官	七四	六〇	八〇
官房副長官級	七四	六〇	七七
委員会委員長級	七四	五三	七〇
委員会委員級	五七	四七	六三

(二) 法別表第二の改定

大公使については、それぞれ対応する特別職の官職の俸給月額に見合う引上げを行なう。

従来の大使特号俸の三〇万円、大使五号俸の二五万円は、国務大臣級、内閣官房長官級の俸給月額が据置かれるので、同様に据置きとする。

大公使四号俸は侍従長など(官房副長官級)と同額の二三万円に、大公使三号俸は式部官長など(委員会委員長級)と同額の二二万円に、大公使二号俸は東宮大夫など(委員会委員級)と同額の一九万円に、大公使一号俸は二号俸などとの均衡を考慮して一六万円にそれぞれ改める。



(三) 法別表第三の改定

秘書官の俸給月額については、従来からそれぞれの号俸に対応する一般職の職員の等級号俸における改定率を基礎として、これらとの均衡を考慮して定めることとしているので、今回もこの例に従い改定する。

即ち、秘書官の八号俸は行政職俸給表(一)の新二等級六号俸、七号俸は新二等級四号俸、六号俸は新二等級二号俸、五号俸は新二等級一号俸、四号俸は新三等級三号俸、三号俸は新三等級一号俸、二号俸は四等級一号俸、一号俸は五等級三号俸のそれぞれの俸給月額の改定に見合う増額を行なう。

(四) 委員会委員の日当手当の引上げ  
俸給月額のある者については、非常勤職員として日額手当を支給することになつては、この手当の所得のある者については、非常勤職員として日額手当を支給することになつては、この手当は、当日額は国家公安委員会委員(委員会委員長級)の俸給月額との均衡を考慮して定める建て前となつており、今回、その俸給月額が一六万円から二一万円に引上げられたので、その現行の支給最高限度額七千円を九千円に引上げる。

(五) 暫定手当一段階相当額の繰入れ(第二条関係)

今回の一般職給与法の改正により、昭和四十年四月一日から、一般職の全俸給表にわたつて暫定手当の一段階相当額が繰入れられることとなるので、別表第三の秘書官の俸給月額についても、同様に一段階相当分を繰入れることとする。

なお、内閣総理大臣等(大公使を含む)については、一般職の指定職俸給表甲に対する措置と同様に、暫定手当の繰入れは行なわれないが、(昭和三二年の繰入れ時も行なつていない)、恩給、共

済、退職手当の法令の規定の適用については、今回もその一段階相当分は俸給とみなされることとなつては、(昭・三二・法一五三、附則四項)

従つて、現在、「特定の特別職の職員の暫定手当に関する政令」第三条によつて、俸給とみなされている「暫定手当の月額の四分の一に相当する額」は、四分の二に相当する額に改められることとなる。また、政務次官の暫定手当の定額はランク変えされて、検査官、人事官と同額となる。

二、国会議員の歳費、旅費及び手当に関する法律の一部改正(第三条関係)

国会議員の歳費月額、同法第一条に規定されており、現行は、各議院の議長は内閣総理大臣の俸給月額に相当する金額、副議長は国務大臣の俸給月額に相当する金額、議員は一八万円と定められているが、今回、議員は政務次官の俸給月額に相当する金額に改めることとする。なお、この点については次項(四)のとき参議院修正がなされた。

三、附則による措置

(一) 本法律中第一条(一)(二)(三)(四)の措置は公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日にさかのぼつて適用する。

(二) 本法律中第二条(一)(五)の措置は昭和四十年四月一日から施行する。

(三) 給与の内払規定を設ける。

(四) 参議院修正…政務次官、内閣官房副長官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額並びに国会議員の歳費月額については、昭和四十年八月三十一日までの間は、なお従前の例によることとする。

第三、本法律施行に要する経費



本法律施行に要する昭和三十九年度分所要経費として四億八千万円（特別職分八千万円、国会議員分四億円）が補正予算に計上されていたが、参議院修正により、八千万円で足りることとなった。

特別職給与の改定

(月額)

行政部門 (特別職給与法)	司法部門 (裁判官俸給法)	【参考】 一般職	俸給月額額		引上率	摘要
			改正前	改正後		
◎内閣総理大臣	◎最高裁判官		133 400 千円	133 400 千円	% 0	
○国務大臣	○最高裁判事		100	100	0	
○会計検査院長	○検事総長		300	300	0	
○人事院総裁						
○公正取引委員会委員長			83	83		
○内閣官房長官						
○総理府総務長官	○東京高裁長官		250	250	0	
○法制局長官						
○官内庁長官						
○検査事務官	○その他の高裁長官	【東大、京大 学長】 (180→240)	73	80	9.1	
○人事官	○東京高検検事長		220	240		
○政務次官			60		3.3	
(国会議員)			180	(1年据置)		

内閣官房副長官	最高検次長 検事	67	77	15.0	
総理府総務副長官	その他の高検検事長	200	230		
○侍従長		60			
○国家公安委員	【旧5帝大 学長】 (170→220)	53	70	27.8	
○土地調整委員	【事務次 官】 (160→210)	160	210	31.3	
○式部官長					
○公正取引委員					
○地方財政審議	【外局長 官】 (131.5→190)	47	63		
○地方財政審議		140	190	35.7	
○東宮大夫					

(注) 1. 「一般職」欄のかっこ内は、39.8の人事院勧告による改定を示す。

2. 各金額の左肩書きは、それぞれの時点において、国務大臣を100とした場合の比率である。

3. 外局長官の現行131.5千円は、行政(1)1等級4号の本俸に、25%の管理職手当を加えた額である。

4. ◎は親任官、○は認証官



〔不成立の法律案〕

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

衆議院…：第四十六回国会に提案され、大蔵委員会において提案理由の説明を聴取したのみで継続審査となり第四十七回国会においても継続審査となつた。

参議院…：第四十六回国会において、予備審査として提案理由の説明を聴取したのみである。

第二、本法律案の内容

1. 日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社のいわゆる三公社職員の退職手当については、公企業体等労働関係法との関連において、現在の国家公務員等退職手当法の適用をとりやめ、労使の団体交渉で定めることとする。
2. この場合、公社職員と国家公務員相互間の在職期間の通算および公社の定める退職手当の基準など所要の措置を行なうこと。
3. 題名を「国家公務員退職手当法」と改正すること。
4. 本法の施行日は昭和四十年四月一日からとすること。

三、防衛関係



〔成立した法律〕

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（昭三九、一二法第一八五号）

第一、審査経過

参議院……委員会多数で修正議決

本会議、委員会修正通り多数で議決

修正の内容……施行期日を規定した本法律案附則第一項中ただし書に規定する時日（十月一日）が継続審査中に経過したため、このただし書を削除する。

本法律案は前国会に内閣より提出され、衆議院において、委員会、本会議とも多数で可決され、本院に送付されて来たが、当内閣委員会において会期切れのため提案理由を聴取したのみで継続審査となつていたものである。

委員会における、主なる質疑は自衛隊の欠員状況、今回の増員の内訳ならび理由、在日米軍事顧問団の任務及び増減の見通し、予備自衛官制度、南極観測に対する自衛隊の協力、外国人の教育訓練の受託、自衛隊員の処遇改善、（隊舎、宿舎、帰郷旅費、医官、任期満了後の就職）、パイロットの養成、F104塔載データリングの生産問題等である。

委員会における討論は、石原委員より自由民主党を代表して賛成の旨、伊藤委員より日本社会党を、鬼木委員より公明党を、田畑委員より民主社会党を、それぞれ代表して反対の旨が表明された。その要旨は次のとおりである。

石原委員……力のバランスにより平和が維持されている現在の国際情勢よりみて、本法律案による自



衛隊の増員整備は必要であり、さらに南極観測を成功裡に行なわしめるためにも自衛隊の協力は必要である。

伊藤委員……自衛隊の存在そのものが憲法違反であるのに本法律案はさらにこれを強化せんとするものである。

予備自衛官の増員及び呼称、服制の改正は戦前の在郷軍人制度の復活である。自衛隊における外国人教育訓練の受託は平和憲法の精神に反する。南極観測に対する自衛隊の協力は純粋な科学の分野に軍事力を導入するおそれがある。

鬼木委員……本法律案の如き増員よりも、現状の自衛隊員の士気の高揚及び待遇改善を行なうことが焦眉の急である。人間尊重の観点からも防衛計画の第一に取り上げるべきは隊員の待遇改善である。予備自衛官の増も在郷軍人制度の復活である。

田畑委員……自衛隊をこれ以上拡大すべきでないというわが党の立場より、また現在の内外情勢より自衛隊をこれ以上拡大する条件は存在しない。南極観測に対する自衛隊の協力には賛成である。

本会議においては伊藤委員が日本社会党を代表して反対討論を行なつた。その趣旨は委員会における同氏の討論と同趣旨である。

衆議院……委員会本会議とも原案どおり多数で議決。

委員会における討論……田口委員(社) 反対

受田委員(民社) 〃

本会議における討論……田口委員(社) 反対

## 第二、本法律の改正点

一、防衛庁本庁の職員を二、九三二人(自衛官二、一七一人、非自衛官七六一人)増員すること。  
二、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条第二項の規定に基づくアメリカ合衆国政府に対する円資金の提供に関する事務を防衛施設庁に行なわせることとする。

(以上防衛庁設置法一部改正)

三、航空総隊の編成に加わる部隊として、築城基地に第八航空団を新編すること。  
四、航空自衛隊において航空団に飛行群を新編すること。  
五、予備自衛官の員数を改め、五、〇〇〇人増員すること。  
六、予備自衛官の呼称及び制服の着用について規定すること。  
七、自衛隊の学校において外国人について教育訓練を実施することの委託を受けることができることとする。  
八、南極地域における科学的調査について、自衛隊が輸送その地の協力を行なうこととする。  
九、陸上自衛隊第十師団司令部の所在地の名称及び航空自衛隊飛行教育集団司令部の所在地をそれぞれ改めること。

(以上 自衛隊法の一部改正)

(注) 昨年第四十三回国会に提出された同名の法律案では、改正点一、については一、八一五人の増員、改正点五、については二、〇〇〇人の増員、並びに改正点六、九を内容とするものであったが、不成立となり、つゞく第四十四回国会に、第四十三国会提出の法律案に改正点、八を追加し再び提出されたが不成立となった。  
従つて、本法律においては、改正点一、五の増員は昭和三十八年度、昭和三十九年度、二ヶ年分のものであり、改正点二、三、四、七の四点が新たに附加されたものである。



第三、本法律の内容

一、防衛庁設置法の一部改正

1. 防衛庁職員の定員改正（法第七条の改正）

第二次防衛力整備計画にのつとり、防衛力の内容充実のため、防衛庁本庁の定員二七〇、一九一人を二七三、一二三人に改め、二、九三二人増員する。その内訳は自衛官二、一七一人、非自衛官七六一人である。従つて自衛官の現定数二四三、九二三人は二四六、〇九四人となる。

自衛官増、二、一七一人の内訳は海上自衛隊一、六七二人、航空自衛隊四九六人、統合幕僚会議三人である。海上自衛隊の増は艦艇の増強及び航空部隊の整備等のために充てるものであり、航空自衛隊の増は飛行部隊等の新編並びに既設の部隊及び機関の改廃を行なうに当つて必要となる人員である。

昨年、第四十三回国会に提出され不成立に終つた法律案では、防衛庁本庁の増一、八一五人（自衛官一、二五八人、非自衛官五五七人）で自衛官増一、二五八人の内訳は、海上自衛隊七五九人、航空自衛隊四九六人、統合幕僚会議三人であつた。従つて本法律における昭和三十九年度のみ増加分は、防衛庁本庁の増一、一一七人（自衛官九一三人、非自衛官二〇四人）で自衛官の増九一三人は海上自衛隊の自衛官のみである。

（備考）

防衛庁職員の総定員は右の本庁職員に防衛施設庁の定員三、三八七人を加えたものであるが、防衛施設庁については一昨年成立した法律で二〇〇名の暫定定員が認められ昭和三十九年度末までの間に逐次減員（昭和三十七年度中に六〇人、昭和三十八年度中に七〇人、昭和三十九年度中に七〇人）することになつていたので、この法律施行の日から昭和

四十年三月三十一日までの間は、防衛施設庁の定員は三、四五七人、防衛庁職員の総定員は二七六、五八〇人となる。  
（本法附則第二項）

改正前における防衛庁職員の定員及び本法による定員の内訳は左表の通りである。（参考までに昨年未成立となつた法律案による定員の内訳も左表に掲げた。）

機 関 別	定 員 数		増 員 分 (C-A)	昭 和 三 十 九 年 度 の 増 加 分 (C-B)
	改 正 前 定 員 (A)	昨 年 未 成 立 の 法 律 案 に よ る 定 員 (B)		
自 衛 官	二四三、九二三	二四五、一八一	一一七	九一三
陸上自衛隊	一七、五〇〇	一七、五〇〇	〇	〇
海上自衛隊	三三、二九一	三四、〇五〇	一、六七二	九一三
航空自衛隊	三九、〇五七	三九、五五三	四九六	〇
統合幕僚会議	七五	七八	三	〇
非 自 衛 官	二六、二六八	二六、八二五	七六一	二〇四
陸上自衛隊	一三、三九九	一三、六三一	二三一	△
海上自衛隊	四五、二〇〇	四七、八七	四六〇	一九三
航空自衛隊	五、三五六	五、三五六	〇	〇
統合幕僚会議	三六	三七	一	〇
内 務 局	五一、二	五二、三	一一	〇
防衛研究所	九六	九六	〇	〇
防衛大学校	七二、五	七三、五	一〇	〇



技術研究本部 調達実施本部	九八七 六三七	一、〇一八 六四二	一、〇三〇 六四二	四三 五	一一七 〇
防衛庁本庁職員	二七〇、一九一	二七二、〇〇六	二七三、一二三	二九三、二	一一七
防衛施設庁職員	三五二七	三五二七	三四五七	△七〇	
防衛庁職員	二七三、七一八	二七五、五三三	二七六、五八〇	二八六、二	

(△印は 減員)

2. 防衛庁の権限及び防衛施設庁所掌事務の改正（法第五条、第四十四条及び附則の改正）

従来、日米相互防衛援助協定第七条第二項にもとづくアメリカ政府に対する円資金の提供事務は大蔵省が所掌し、同協定附属書G第二項の規定に基づく不動産、備品、需品及び役務をアメリカ政府の使用に供する事務は防衛庁の所掌であつたが、事務処理の便宜上双方とも防衛庁の所掌事務に改めることとし、その事務を防衛施設庁に行なわせることとする。而して防衛庁においては、従来は暫定的に同協定附属書G第二項の規定によりアメリカ政府の使用に供せられる、不動産、備品、需品及び役務（労務を除く）の調達提供及管理の事務は本庁経理局において、またそれら備品、需品及び役務で長官の定めるものの調達は調達実施本部で所掌することとなつていた。（設置法附則四項五項）今回の改正で円資金提供の事務が大蔵省より移管される機会に、この円資金提供の事務と、附属書G第二項の需品及び役務（労務を除く）の調達提供管理の事務は、防衛施設庁総務部、附属書G第二項の不動産、備品の調達提供管理の事務は、防衛施設庁施設部の所掌とする。

これらの所掌事務の変更には、人員の振替は伴わない。

この日米相互防衛援助協定にもとづく経費とは、在日、米軍事援助顧問団に関する交付金であつて、その額は同協定附属書G第五項に昭和二十九年度は三億五七三〇万円と決められてあり、毎年両国政府間の合意によつて取決められることになつてゐる。最近における軍事援助顧問団交付金の予算額は次の通りである。

昭和三十七年度 三億二〇〇〇万円（大蔵省所管に計上）  
 昭和三十八年度 三億二〇〇〇万円（  
 昭和三十九年度 四億一五四〇万円（大蔵省所管に計上されているが、防衛庁に移し替へるものとする。）

また、在日米軍事援助顧問団の人員及び日本人雇用者の人員は次の通りである。

年 度	米 軍 人			米軍属	日本人 労務者	合 計
	陸	海	空			
昭 三 九	六二	二六	一九	二九	一六四	三一〇
			計			

（昭和三十九年一月十四日現在実員）

（参 考）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和二十九年五月一日発効）  
 第七条第二項

日本国政府は、この協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連がある経費としてアメリカ



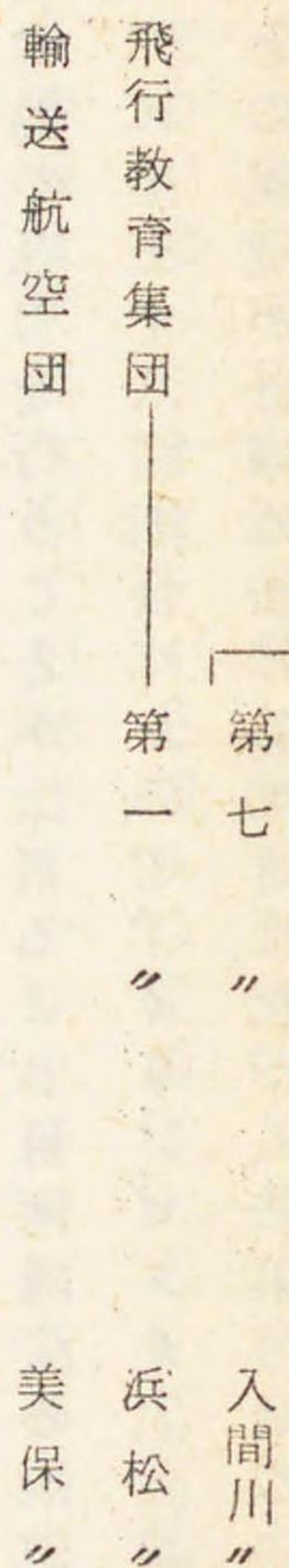
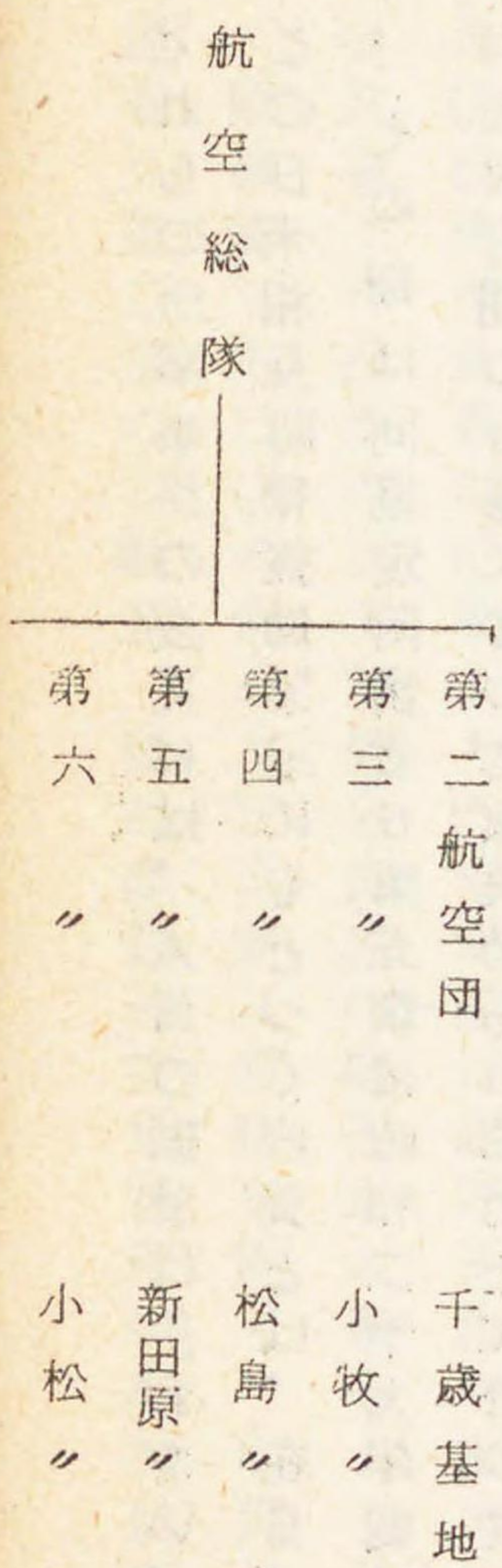
合衆国政府に随時円資金を提供するものとする。  
 附属書 G

1. 両政府は日本国政府が第七条の規定に従つて随時提供すべき経費の価額を必要の最少限に制限することに同意する。
2. 両政府は、また、日本国政府が1の規定に掲げる経費を提供する代りに必要な且つ適当な不動産、備品、需品及び役務を使用に供することができることに同意する。
3. 両政府は、さらに、この協定の効力発生の日から千九百五十五年三月三十一日までの最初の期間において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価額が、その期間において同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、三億五千七百万円をこえないことに同意する。

二、自衛隊法の一部改正

1. 第八航空団の新編（法 別表第三の改正）

現在航空自衛隊においては航空団として、航空総隊に属する航空団（実戦航空団）が六ヶ、飛行教育集団に属する航空団（教育航空団）が一ヶ、その他輸送航空団があるが、今回航空総隊に属する航空団として第八航空団を築城基地（福岡県）に新編する。この新編は第二次防衛計画による航空自衛隊の整備に伴うもので、F8 F二飛行隊、一、一〇〇名程度よりなる予定。  
 （参考）改正前の編成次の通り



2. 飛行群の新編（法 第二十条 第四項の改正）

航空自衛隊の航空団は司令部、飛行隊（二ヶもしくは一ヶ）、整備補給群、基地要務群等よりなるが、今回司令部の下に二もしくは一飛行隊よりなる飛行群を新編し各航空団に各一計八飛行群を（今回の改正で八航空団となるので）置く。新編に伴う人員増はない。

3. 予備自衛官の増員（法 第六十六条 第二項の改正）

自衛隊の予備勢力確保のため予備自衛官の員数一九、〇〇〇人を二四、〇〇〇人に改め、五、〇〇〇人の増員を行う。この内昨年不成立の法案では二、〇〇〇人の増員が提案されていたので、昭和三十九年度の増員は三、〇〇〇人である。

自衛隊法制定当初より予備自衛官の員数は一五、〇〇〇人と法定されていたが、昭和三十六年、昭和三十七年の自衛隊法の改正により、それぞれ二、〇〇〇人増員され現在に至っているが、予備自衛官の階級別の現人員は尉官一四八八人、曹四、三七九人、士一四、四六六人、計一八、九九三人（昭和三十九年十月一日現在）である。なお、第二次防衛力整備計画では予備自衛官の昭和四十一年度末の整備目標は三〇、〇〇〇人となつてゐる。

4. 予備自衛官の呼称及び制服の着用（法第三十三条の改正及び法第六十九条の二）

予備自衛官としての矜持と自覚を保持させるため、「予備自衛官はその指定に係る自衛官の階級名に予備の文字を冠した呼称を用いることができる」旨の規定を新たに設け、また服制についても従来は自衛隊法に



は規定を欠き、自衛隊法施行規則第十八条に「訓練招集中の予備自衛官の服制は各自衛官の服制に準じて長官が定める」と規定されているのみであるので、今回、「予備自衛官は訓練招集命令を受けて訓練に従事する場合においては、長官の定めるところに従い制服を着用しなければならない」旨を明文化すると同時に、服制についての総理府令委任の根拠を明らかにした。

更に一昨年度より曹、士にとどまらず尉官をも予備自衛官に採用していることも関連して単に訓練招集期間のみにとどまらず自衛隊の行う儀式（自衛隊法施行規則第十二条に規定する儀式）その他、公の儀式（国、公共団体主催の儀式）、自衛隊の行う行事等に参加する場合にも制服着用を道を開くことにした。

5. 外国人についての教育訓練の受託（法 第百条の二の改正）  
友好国との親善関係の増進に寄与するため、自衛隊の学校において委託をうけて外国人の教育訓練を実施することができることとする。

即ち防衛大学校、並びに防衛研修所は防衛庁の附属機関であるため、自衛隊法第百条の二第一項にもとずき、夫々の規程ですでに外国人についての教育訓練を受託し得ることが規定されているが、自衛隊の学校については全法全条に規定されていなかったため、明文化したものである。

6. 南極地域観測に対する協力（法第百条の四）  
政府が昭和四十年秋から再開を予定している南極地域における科学的調査について自衛隊が輸送その他の協力を行うことが出来るよう自衛隊法の規定を改正する。

先に第三十八回国会において、オリンピック大会開催をひかえ自衛隊が国際的競技等に協力し得るとの規定が自衛隊法に追加されたが（法第百条の三）今回も同様の措置をとる。

我が国の南極地域観測は国際地球観測年（一九五七、一九五八年）の一環として実施されることになり、昭和三十年十一月四日の閣議決定により文部省に南極地域観測統合推進本部が設置され、（本部長は文部大臣）昭和三十一年の第一次より昭和三十五年の第六次まで六回の観測が実施された（輸送は海上保安庁担当）が、昭和三十五年九月閣議了解で観測は第六次で打ち切りとなり、今後の実施については更に検討することとなつていた。

しかし、昭和三十八年度予算に南極地域観測再開のため準備費として五、〇〇〇万円が計上され、（文部省所管）ついで昭和三十八年八月二十日閣議決定で

一、昭和三十五年九月二日の閣議了解により打ち切られた南極地域観測は諸般の準備完了をまつて再開するものとする。

二、これが実施のため常時観測体制を確立することとし、輸送（船舶航空機等によるものをいう）は運輸省の協力を得て防衛庁があたるものとする。

ことが決められ、南極地域観測が再開されることとなつた。

よつてこの南極地極観測に対する協力のための自衛隊法の改正が第四十四回国会提出の防衛庁及び自衛隊法の一部改正法律案に付加されたが未成立に終つた。

ついで第四十五回提出の昭和三十八年度補正予算で国庫債務負担行為の補正要求がなされ、南極観測のため、観測船、航空機購入のため一七億を限り昭和三十八年度以降三ヶ年度内において国庫債務となる契約を昭和三十八年度において結ぶことができることになつた。

現にこの契約の一部（観測船の推進機関は富士電機KKKに、航空機は新三菱重工KKKに発注）がなされており、防衛庁においては技術研究所が受託研究という形で事実上の協力を行つている。



更に昭和三十九年度予算では文部省所管に南極観測再開準備費として歳出予算に二〇億七、八〇七万六、〇〇〇円（観測船建造費 一七億二、七〇八万一、〇〇〇円、航空機購入費 二億五、一三二万円、その他 九、九六七万五、〇〇〇円）が計上され、また国庫債務負担行為として二〇億二、八六六万一、〇〇〇円を限り昭和三十九年度昭和四十年度的において国庫の負担となる契約を昭和三十九年度に結ぶことができることになった。そして、本年八月十五日、日本鋼管K&Kと観測船の船体の建造について契約（契約額一九億三、二〇〇万円）着工され、進水式は昭和四十年三月十八日、機装完了は昭和四十年七月頃と予定されている。本法成立とともに予算総則第三十五条の移替えの規定により、防衛庁に予算が移し替えとなりこの南極観測再開準備費をもつて観測船航空機が自衛艦、自衛隊の航空機として建造される。また防衛庁は観測船乗組員の訓練を実施する計画で四十年一月には航空員二十五人を観測船要員として発令予定とのことである。

7. 第十師団司令部の所在地及び飛行教育集団司令部の所在地の変更

（法 別表第一、第三の改正）

昨年二月十五日守山市の名古屋市合併に伴い陸上自衛隊第十師団司令部の所在地「守山市」とあるを「名古屋市」に改める。また航空自衛隊飛行教育集団司令部は現在宇都宮市に所在するが、その任務の円滑な遂行を図るため、浜松市に移転するため、その所在地を「浜松市」に改める。

第四、本法律の施行期日

本法律は公布の日から施行する。

第五、本法律施行に要する経費

本法律の施行に要する経費として昭和三十九年度当初予算に職員の増員分五億〇一六三万四、〇〇〇円

予備自衛官の増員分二、九二一万二、〇〇〇円、第八航空団の新編分七、〇四一万円、計六億〇一二五万六、〇〇〇円が計上されている。



一、定員関係  
防衛庁定員並びに予算の変遷一覽

年度		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
警察予備隊	制服	75,000	75,000														
	平服	100	100														
保安庁	本庁(平服のみ)			367	583												
	保安隊	保安官			110,000	110,000											
		平服			1,752	1,880											
	警備隊	警備官			7,590	10,323											
平服				238	366												
防衛庁	本庁内局及び附属機関(非自衛官のみ)					1,754	2,214	2,577	2,828	3,007	3,304		3,607	2,947		3,026	
	防衛施設庁(非自衛官並びに一般職)												3,587 (うち一般職121)	3,527 (うち一般職121)	3,457 (うち一般職121)		
	統合幕僚会議	自衛官					20	32	32	34	36	43		75	75		78
		非自衛官					13	13	13	13	13	16		33	36	防	37
	陸上自衛隊	自衛官					130,000	150,000	160,000	160,000	170,000	170,000		171,500	171,500	前衛 年施設 と庁 同以外	171,500
		非自衛官					9,628	11,658	12,020	11,917	11,981	13,405		13,405	13,405		13,630
	海上自衛隊	自衛官					15,808	19,391	22,716	24,146	25,441	27,667		32,097	33,291		34,963
		非自衛官					577	997	1,345	1,916	2,212	2,755		4,004	4,522		4,980
	航空自衛隊	自衛官					6,287	10,346	14,434	19,925	26,625	33,225		38,337	39,057		39,553
		非自衛官					451	1,159	1,866	2,722	3,402	4,384		5,275	5,358		5,356
備考	制服	75,000	75,000	117,590	120,323	152,115	179,769	197,182	204,105	222,102	230,935		242,009	243,923	243,923	246,094	
	平服	100	100	2,357	2,829	12,423	16,041	17,821	19,396	20,615	23,864		26,324	防衛庁 26,268 防衛施設 庁 3,466	防衛庁 26,268 防衛施設 庁 3,406	防衛庁 27,029 防衛施設 庁 3,336	
	一般職													121	121	121	
	合計	75,100	75,100	119,947	123,152	164,538	195,810	215,003	223,501	242,717	254,799		268,333	273,778	273,718	276,580	
備考	警察予備隊令(政令第260号)25.8警察予備隊設置			第13回国会保安庁法案成立27.8保安庁設置	第16国会保安庁法改正	第19国会防衛二法案成立29.7防衛庁設置	防衛二法改正案第22国会成立	“第24国会成立	“第26国会成立	“第28国会成立	“第31国会成立	防衛二法改正案第34国会衆院継続第35国会衆院継続第36国会衆院未了第37国会衆院未了	防衛二法改正案第38国会成立	防衛二法改正案第40国会成立37.11防衛施設庁設置	防衛二法改正案第43国会衆院未了第44国会衆院未了	防衛二法改正案第46国会衆院継続第47国会成立	防衛二法改正案第46国会衆院継続第47国会成立

参議院内閣委員会調査室作成



二、予算関係

年度	防衛関係費 (A+C+D)	A 防衛庁費	B 対前年度増の防衛庁費	C 防衛分支出金 (防衛施設費、軍事顧問団費、防衛分提供等諸費)	D 国防会議費を含む (国防施設費、終戦処理費、安全保障諸費)	国庫債務負担行為	継続費
25	129,262	20,000	-	-	(終戦処理費) 109,262	-	-
26	133,742	31,000	(11,000)	-	( " ) 102,742	-	-
27	180,151	59,151	(28,151)	65,000	(安全保障諸費) 56,000	-	-
28	123,110	61,110	(1,959)	62,000	-	12,400	-
29	132,765	74,285	(13,175)	58,480	-	8,000	-
30	132,765	86,801	(12,516)	45,964	-	15,480	-
31	140,765	100,200	(13,399)	40,565	-	14,282	2,718
32	141,165	101,000	(800)	40,165	-	20,061	3,669
33	146,165	120,060	(19,060)	26,105	-	28,045	4,193
34	153,318	135,693	(15,633)	17,625	-	19,887	6,893
35	(154,577) 157,665	(148,552) 151,637	(15,944)	(6,025) 6,027	-	91,865	6,554
36	(177,751) 180,923	(171,716) 174,889	(23,173)	(6,034) 6,034	-	28,216	7,590
37	(205,791) 213,773	(199,398) 204,047	(29,158)	(6,393) 6,393	(防衛施設庁費) 3,332	46,887	3,055
38	(241,242) 247,275	(229,257) 235,162	(31,115)	(8,184) 8,443	( " ) (3,835) 3,669	44,578	11,138
39	275,090	261,259	(26,097)	10,191	( " ) 3,639	43,356	11,100

M A P (無償援助)	M A S (有償援助)	防衛関係費の対国民所得比	防衛関係費の対一般会計比	備考
-	-	3.82	19.45	警察予備隊
-	-	2.96	16.85	"
72,221	-	3.54	19.32	保安庁
-	-	2.14	11.98	"
102,296	-	2.21	13.28	防衛庁
95,798	-	1.99	13.10	"
47,654	545	1.87	12.91	"
38,894	659	1.73	11.92	"
66,627	1,771	1.73	10.96	"
39,715	5,040	1.58	10.14	"
26,233	4,992	/	/	"
12,342	4,143	/	/	"
15,523 (I、II四半期のみ) 4,989	1,467	1.35	8.34	(防衛施設庁)
-	17	1.38	8.31	( " )
-	-	1.38	8.45	( " )

注 1. 防衛関係費、防衛庁費は昭三九を除き、補正後予算( )内は当初予算

2. 昭和三七年度以後の防衛関係費には防衛施設庁費(国防会議費含む)を含む
3. 防衛支出金のうち、昭和三五年度以降の分には防衛分担金はなし
4. 継続費は当該年度の承認額を掲げた。

(単位 百万円)







## 第六、付託請願審査概要

第四十七回国会において、当委員会に付託された請願は合計二二六件であつて、審査の結果は左の通りである。

○ 議院の会議に付し内閣に送付するを要すると決したものの合計一七二件

### 一、恩給共済関係（一六八件）

1. 旧軍人等に対する恩給に関する請願（一四一件）

第一号ほか一三九件、第七六〇号

（要旨）

旧軍人等の恩給について、昭和四十年年度において、仮定俸給年額の増額、外地抑留期間に対する加算の認定、戦地加算の改善、一時恩給年限を三年に是正、海軍特務士官等に対する処遇の改善、加算恩給者に対する減算率の是正、加算資格者に対する裁定事務の完了等について善処されたいとの請願。

2. 恩給法の一部改正に関する請願（一件）

第二四号

（要旨）

地方退職公務員の恩給は、恩給法に準じて支給されているが、現職公務員との格差が大きくなつているので、地方退職公務員が、社会経済の現状に即した生活が営めるよう恩給法の改正措置を講ぜられたいとの請願。

3. 元満州国等外国政府職員の恩給問題に関する請願（二件）

第三〇号ほか一件

（要旨）

元満州国等外国政府職員の恩給について、日満又は満のケースで公務死した者の遺族に対する公務扶助料の支給、戦後の抑



留期間を在職年に通算、終戦時まで在職した者に限り通算するという条件の撤廃、普通恩給権を得て渡満した者にも在職年数を通算、日満ケースの退職時仮定俸給の定め方の改正等について実現を図られたいとの請願。

4. 恩給（共済年金）の格差是正に関する請願（一三件）

第三四号ほか一件、第二六七号

（要旨）

恩給（共済年金）額は、退職時の新旧によつて著しい格差を生じ、退職年金制度の目的にそわないうらみがあるので、現職公務員給与の改定に応じて、すみやかに是正せられたいとの請願。

5. 旧令による共済組合等からの年金制度改善に関する請願（五件）

第一七四号ほか四件

（要旨）

旧令による共済年金は、公務員給与に比しはなほだしく低額であるので、現行公務員給与に準じ増額支給せられたいとの請願。

6. 国家公務員共済組合の管理運営の民主化と国庫負担の大幅引上げ等に関する請願（三件）

第二八一号ほか二件

（要旨）

国家公務員共済組合の管理運営の民主化を図るため、連合会の理事会、評議員会に過半数の労働者代表を参加させる。退職一時金の選択期間の無期限延期、短期給付に要する費用の国の負担割合の増加と掛金の引き上げを行わないこと、短期給付の内容の大幅改善、組合員に対する貸付限度の引き上げ、運輸省共済組合の民主的管理運営の確立等の措置を講ぜられたいとの請願。

7. 特高罷免並びに武徳会追放等による警察退職者救済に関する請願（一件）

第四四六号

（要旨）

特高罷免並びに武徳会追放等による警察退職者を救済するため、退職金の支給、追放又は罷免中の期間を在職年数に通算、恩給基本ベースを現行と同額に引き上げること。いわゆる追放者に対する特別措置法の制限を撤廃して全員を救済すること等を実現されたいとの請願。

8. 元南満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給共済問題に関する請願（二件）

第六五一号ほか一件

（要旨）

いわゆる元満鉄職員であつた公務員等の恩給共済年限の通算措置について、満一四ケースの場合その实在職年数は、完全通算すること。戦後の抑留期間を通算すること戦後の留用期間を通算すること等を実現せられたいとの請願。

二、防衛関係（四件）

米空軍板付飛行場内の用地買収に関する請願（四件）

第六六〇号ほか三件

（要旨）

板付飛行場用地は、防衛施設庁において年次計画により買収が実施されつつあるが、毎年度買収単価の算定方式改訂について基本的な解決が得られないうまま現在に及んでいるので納得の出来る適正な価格をもつて買収されるよう実現を図られたいとの請願。

○ 保留と決したもの合計六四件

一、国家行政組織関係（一四件）

農林省蚕糸局存置に関する請願（一四件）

第三四八号ほか一三件



(要旨)

臨時行政調査会の「行政機構改革に関する意見」において、蚕糸局の機構を整理縮小することが報告されているが、養蚕業は日本農業のなかで重要な地位を占め農家経済に大きく貢献しており農山村振興の上からもますます重要度を加えているので、強力にして一貫した蚕糸行政のため、蚕糸局を存置し、その機構整備充実せられたいとの請願。

## 二、国家公務員関係 (四九件)

1. 公務員賃金に関する請願 (五件)

第四二号ほか四件

(要旨)

公務員給与改定について、実施時期を勧告どおり本年五月一日とし、初任給引き上げ、地方公務員の給与改定財源の完全な保障、教員に対する超過勤務手当の支給等の実現を図られたいとの請願。

2. 公務員労働者の生活改善のための統一要求解決等に関する請願 (一三件)

第四七号ほか八件、第二七九号、第六六一号、第六六二号ほか一件

(要旨)

去る五月公務員労働者が提出した統一要求 (一律七千円引上げ、期末手当及び諸手当の改善) について誠意をもつて解決に当ること。勧告どおり最低五月一日から完全に実施すること。これに必要な自治体に対する財源保障を行なうこと等を実現されたいとの請願。

3. 国家公務員賃金、一時金及び諸手当の引き上げに関する請願 (二〇件)

第二八〇号ほか二件、第三五六号ほか一三件、第七七〇号ほか二件

(要旨)

公務員の賃金について、一律七千円引上げ、暫定手当の全額本俸繰り入れ、初任給、一時金及び扶養手当等の引き上げ、住宅手当、危険手当等の新設、通勤手当の実費払いと全額免税、寒冷地手当、夜勤手当等の大幅改善、通信作業手当、送信

器高圧回路取扱手当の復活、僻地勤務者の待遇改善、パイロット、管制職員及び法務局職員等に調整額支給、最賃制の確立、国公法の改悪阻止等を要求する請願。

4. 臨時行政調査会の答申及び国家公務員法改悪反対等に関する請願 (四件)

第二八二号ほか三件

(要旨)

臨時行政調査会の報告及び国公法、国家行政組織法の改悪等に反対し、ILO八十七号条約の即時無条件批准、国家公務員に対する労働基本権の返還、人事異動の事前協議制確立、大幅な増員と予算の増額、老朽庁舎の改善と宿舍の確保を要求するほか、当面、陸運行政関係及び航空行政関係要員の増員、予算増額を実現されたいとの請願。

5. 給与法案反対、一律七千円引上げ等に関する請願 (四件)

第五一六号ほか三件

(要旨)

給与法案を撤回し、一律七千円引き上げ及び建設省設置法一部改正案の撤回を実現されたいとの請願。

6. 公務員の賃金大幅引上げ等に関する請願 (二件)

第六三九号ほか一件

(要旨)

諸物価の相次ぐ値上げの中で生活の苦しさを増しているので、公務員の賃金を大幅に引き上げ、年末手当の増額を実現せられたいとの請願。

7. 公務員賃金の大幅引上げ等に関する請願 (一件)

第七七一号

(要旨)

公務員賃金の引上げ、臨時行政調査会答申の実施阻止、退職一時金の永久選択制の実施等を実現されたいとの請願。



三、その他（一件）

天皇陛下の靖国神社御親拝に関する請願（一件）

第六一六号

（要旨）

八月十五日、靖国神社に天皇陛下の御親拝をお願いする旨の請願。

他の委員会に付託された関連法律案



第七、他の委員会に付託された関連法律案

他の委員会に付託された法律案のうち、特に当委員会の所管事項に関連のある法律案について、その審議経過及び内容等を収録した。

他の委員会に付託された関連法律案



関連法律案審議経過表

成立したもの（四件）

件名	提出年月日	参議院			衆議院		公布	備考
		付託	本付託	決議	本会議決	委員會議決		
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律 （閣法第八号） 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案 （閣法第九号）	昭三九 一三 四	一三 四	一三 四	一三 四 一 七	一三 四 一 七	一三 四 一 七	一三 七 一 七 六 号	両院とも法務委員会に付託
昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律案 （閣法第五号）	昭三九 一一 一	一一 一	一一 一	一一 一 七 七	一一 一 七 七	一一 一 七 七	二二 七 一 八 〇 号	両院とも地方行政委員会に付託
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案 （閣法第六号）	昭三九 一一 二	一一 二	一一 二	一一 二 四	一一 二 四	一一 二 四	二二 七 一 八 一 号	両院とも大蔵委員会に付託

〔成立した法律〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律  
（昭三九・二法第一七六号）  
検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律  
（昭三九・二法第一七七号）

右の二法律は、今回一般職、特別職の職員の給与が改正されるので、裁判官及び検察官の給与についても右の改正に伴つて改善を行なおうとするものである。すなわち、東京高等裁判所長官以外の高等裁判所長官の報酬並びに次長検事及び検事長の俸給を増加すること、裁判官及び検察官についてもその報酬及び俸給を増加するとともに判事補及び検事の初任給の増額等を行なつた。なお、両法律については衆・参両院の法務委員会において次の附帯決議がなされた。

衆議院法務委員会

裁判官および検察官の職務とその責任の特殊性にかんがみ、政府は、裁判官および検察官の給与制度については臨時司法制度調査会の意見書の趣旨を尊重し、その優遇策の樹立と速やかな実施について格段の努力を致すべきである。

参議院法務委員会

政府は、臨時司法制度調査会の意見の趣旨にしたがい、裁判官及び検察官の職務とその責任の特殊性等にふさわしい独自の給与体系の樹立をはかると共に、現行の裁判官及び検察官の任用制度並びにその運用の実情にかんがみ、当面の措置として、右両者の給与の一層の改善に格段の努力をすべきである。



昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律 (昭三九三法第八〇号)

本法律は、昭和三十九年九月一日から国家公務員の給与が改定されることに伴ない、地方公務員の給与と改定等に要する経費の財源を地方団体に附与するため左の措置を講じようとするものである。

一、地方交付税の総額を昭和三十九年度に限り、資金運用部からの借入金百五十億円を加算した額とし、これを普通交付税に加算する。

二、給与の改定及び物件費等の節約に伴ない、昭和三十九年度分の地方交付税の算定に用いる単位費用の特例を定める。

三、借入金百五十億円を昭和四十年から五年間にわたつて各年度分の地方交付税から償還することに伴ない、当該年度における地方交付税の総額について特例を定める。

なお、本法律に関し、衆・参両院の地方行政委員会において左の通り附帯決議を行なつた。

衆議院地方行政委員会

今次の地方公務員の給与改定の財源措置には十分でないものがあり、しかも昭和四十年以降の地方財政の収支は、真に容易ならざるものがあると認められるので、政府は、これに対処し、速やかに地方交付税率の引き上げを検討する等地方財源の充実強化に万全を期すべきである。

参議院地方行政委員会

今次の地方公務員の給与改定の財源措置にはなお不十分なものがあり、しかも昭和四十年以降の地方財政の収支見通しは、真に容易ならざるものがあると認められるので、政府は、これに対処し、すみやかに地方交付税率の引き上げを検討する等地方財源の充実強化に万全を期すべきである。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律 (昭三九三法第一二二号)

本法律は、地方公務員の給与改定に要する経費の財源に資するため、別途提案された「昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律」による地方交付税交付金の増額に関する措置に伴い交付税及び譲与税配付金特別会計において次の措置を講じようとするものである。

一、昭和三十九年度において、地方交付税交付金を支弁するため資金運用部資金より百五十億円を借入れることとする。

二、借入金の償還は、昭和四十年から五年間にわたつて、各年度分の地方交付税から償還することとする。

三、借入金の利子の支払いについて必要な金額は、一般会計より繰り入れることとする。



内閣委員会関係事項日誌



内閣委員会関係事項取目誌

第八、内閣委員会関係事項日誌

自 昭和三十九年 六月二十七日  
至 昭和三十九年十二月十八日

年 月 日	内閣委員会関係事項
昭三九 六 二七	第三回戦没者叙勲発令 五三六二人 福田防衛庁長官渡米 (米国防長官の招待) 伊豆新島 防衛庁ミサイル試験場で 空対空国産ミサイル初実験 皇居内で 新宮殿造営の起工式挙行
六 二八	高柳憲法調査会会長 池田首相に「憲法調査会報告書」を提出
六 二九	赤沢自治相 地方公営企業制度調査会委員任命 (七月六日初会合 会長 北野重雄氏) ソ連政府より日本政府に国連常設軍設置に関する覚書
七 三	国防会議幹事会 「国防会議基本計画」作成
七 六	「憲法調査会報告書」 内閣を通じて国会に提出
七 八	閣議で本年度戦没者追悼式を四月二十四日の閣議決定を変更して 靖国神社で行なうと決定
七 九	閣議で生産者米価決定 (一五〇キロ当り一五〇〇一円)
七 一〇	自民党臨時党大会で池田総裁 三選さる
七 一四	閣議で紺綬褒章の授与基準の内規変更 (寄付額一〇万円以上を二〇〇万円以上に)
七 一八	池田内閣 内閣改造
七 二二	航空自衛隊八戸基地所属F86F墜落 (青森県三沢市沖)
七 二九	第四回戦没者叙勲発令 五六〇五人



年月日	内閣委員会関係事項
昭三九 七 二九	愛知科学技術庁長官 研究公務員の給与改善について 愛知文相 教職員の給与改善について佐藤人事院総裁に申入れ
七 三〇	池田首相 ワトソン中将(八月一日付新任の沖縄高等弁務官)と会談 次官会議でILO実情調査委員会への政府代表を決定
八 四	行政審議会 保安林問題を採り上げることを決定 トンキン湾で 米側と北ベトナム側と交戦
八 六	東京都知事 自衛隊に「災害出動」による応援給水を要請 (七日より出動) 南ベトナム全土に「非常事態」を宣言
八 七	閣議で輸入懇談会設置を決定
八 一 一	閣議で給与担当相として増原国務相を指名
八 一 二	人事院 内閣及び国会に一般職国家公務員の給与についての報告と八・五%引上の勧告を行う 統幕議長に杉江海将を任命 (林敬三議長 退職)
八 一 四	第二回全国戦没者追悼式 靖国神社で実施
八 一 五	海上自衛隊 本年度演習実施 (十五日より十八日まで) 東京オリンピック支援集団第一次編成完結式挙行
八 一 七	行政管理庁 雇用対策に関する行政監察の結果にもとづく勧告
八 一 九	第三次在外財産問題審議会初会合 (池田首相 挨拶)
八 二 〇	琉球政府 大田首席 池田首相と会談
八 二 四	行政管理庁 公共用地取得に伴う損失補償に関する行政監察の結果にもとづく勧告
八 二 五	国防会議議員懇談会

八 二 八	米国原子力潜水艦日本寄港受諾 米側に正式回答 臨時司法制度調査会 意見書を内閣に提出 (九月三日同意見書 国会に報告) 新南極観測船起工式
八 二 九	第五回戦没者叙勲発令 九五七五人
八 三 一	第三次選挙制度審議会 委員発令 (九月十五日発足) 第五回日米安全保障協議会 開催 住民台帳制度合理化調査会初会合 (会長 杉村章三郎氏) 政府 サブロックについて統一見解発表
九 二	科学技術会議 第一〇回本会議
九 四	閣議で現在四五〇〇人の一般職国家公務員の欠員を補充しないと規制強化の方針決定 政府 第二回生存者叙勲に關して 八氏(秋山孝之輔氏 井上登氏 沢田廉三氏 斯波孝四郎氏 田島道治氏 高石真五郎氏 富安謙次氏 向井忠晴氏)に叙勲の範囲 方法について意見を聞く 吉武自治相 自治省参与に 林敬三氏等一二人を任命
九 五	行政管理庁 市町村 登記所等における登録登記事務等の実体調査の結果にもとづく勧告
九 七	国際通貨基金(IMF) 国際復興開発銀行 国際開発協会 国際金融公社 四機関の合同年次総会 東京で開催
九 八	米軍ジェット機二機 神奈川県大和市及び厚木市に墜落 ILO対日実情調査調査委員会の証人喚問 シュネーブILO本部で始まる
九 九	池田首相 国立がんセンターに入院
九 一 〇	航空自衛隊芦屋基地 救難分遣隊 H21ヘリコプター墜落 小牧基地 第三航空団 F86D墜落



年月日

内閣委員会関係事項

昭三九	九一	ソ連政府 米国原潜の日本寄港についての声明書 日本政府に手渡す
	九二	航空自衛隊入間基地 救難分遣隊 シコルスキー19墜落
	九一五	皇室経済会議 義宮正仁親王殿下を「独立の生計を営む皇族」と認定
	九一六	沖繩援助に関する第二回日米協議委員会 開催
	九一八	田中蔵相 四〇年度予算の概算要求額を 閣議報告
	九二四	行政管理庁 業務行政に関する監察(第一回)の結果にもとづく勧告
	九二六	第六回戦没者叙勲発令 九七三九人
	九二八	行政管理庁 中小企業の近代化等に関する行政監察の結果にもとづく勧告
	九二九	第一〇次地方制度調査会 第一回総会(会長 高田元三郎氏)
	九三〇	臨時行政調査会 池田首相に「行政改革に関する意見」を提出 (一〇月九日 同意見書 国会に報告)
	九三〇	義宮正仁親王殿下 津軽華子嬢と御結婚 「常陸宮」家御創立
	一〇一	航空自衛隊F104新田原基地において 本日より防空警戒体制につく
	一〇二	米国 防衛庁にT6練習機五五機寄贈
	一〇三	人事院参与制度を採用することとなり 七氏に委嘱内定 (今井一男氏 鷗飼信成氏 兼子一氏 茅誠司氏 所沢道夫氏 松本重治氏 蠟山政道氏)
	一〇五	行政改革本部 第八回会合
	一〇六	航空自衛隊八戸基地 F86F墜落 (宮城県)
	一〇九	人事院勧告についての六人委員会(田中蔵相 吉武自治相 石田労相 増原国務相 鈴木官房長官 白井総務長官)初会合
	一〇九	航空自衛隊 第五航空団F104墜落

	一〇一〇	東京オリンピック開会式 天皇陛下開会を宣言 (二四日 閉会式)
	一〇一一	ソ連 ウオストロク三号 打上げ成功
	一〇一五	六人委員会 公務員給与引上げ 九月一日より実施に決定 (六人委員会 五回開催)
	一〇一六	行政管理庁 保安林行政監察の結果にもとづく勧告
	一〇一六	公務員給与引上げについて閣議決定
	一〇一七	中共 初の核爆発実験に成功
	一〇一七	英国 総選挙において労働党勝利 エリザベス女王 ウイルソン党首を首相に指名 (労働党三二七保守党三〇四 自由党九)
	一〇一七	ソ連 タス通信は一五日の最高会議で フルシチョフ首相の辞任を承認 党第一書記にブレジネフ氏新首相にコスイギン氏任命と報道
	一〇一九	中共 周首相より池田首相宛 核爆発説明の親書が届いている旨 政府発表
	一〇二〇	閣議で給与改定財源捻出のため 三九年度予算のうち旅費などを三%節約を了承
	一〇二三	閣議で増原行管長官 国家公務員の欠員不補充の方針にもとづく具体的措置について報告
	一〇二五	池田首相 病氣療養に専念のため退陣を声明
	一〇二七	三九年度 文化勲章受章者と文化功労者 閣議決定
	一〇二九	社会党訪中使節団 中共と共同声明
	一〇三〇	航空自衛隊 第七航空団F86F二機墜落 (福島県小名浜沖)
	一〇三一	行政管理庁 都市開発に関する行政監察の結果にもとづく勧告
	一〇三一	政府 米側に「原子力潜水艦受入れ体制完了」を通告
	一〇三一	第二回生存者叙勲を閣議決定 五三四人 (一一月三日 発令)
	一〇三一	第七回戦没者叙勲発令 一〇一一九人



年月日	内閣委員会関係事項
昭三九一一一	自衛隊記念式典挙行
一一三	米国大統領選挙 (民主党ジョンソン大統領 共和党のゴールドウォーター上院議員に圧勝)
一一四	陸上自衛隊 第六航空隊ヘリコプター二機衝突事故 (仙台)
一一七	地方公営企業制度調査会「地方公営企業の財政再建について採るべき当面の方策」に関する答申を政府に提出
一一九	第四七回(臨時)国会召集 池田内閣総辞職 後継首班に佐藤栄作氏を指名 佐藤内閣 組閣完了 米国原子力潜水艦「シードラゴン号」佐世保入港 同盟(全日本労働総同盟)発足 (結成大会十一月一日 会長 中地熊造氏) 第七次行政審議会 委員一人任命 (会長 水上達三氏 十一月八日 第一回会議) 沖繩援助に関する第三回日米協議委員会開催 公政連が発展的解消 公明党結成大会 (委員長 原島宏治氏) 経済審議会(会長 石川一郎氏) 中期経済計画(昭和三九年―四三年)の答申案 正式決定 佐藤首相に提出 行政管理庁 海上運送及び船舶安全に関する行政監察の結果にもとづく勧告 閣議で 臨時国会提出の本年度一般会計補正予算案決定 第九回共産党大会開催 (二四日から三〇日まで) 防衛庁 第二次ナイキ大隊の配置箇所を決定 (北九州) 国鉄基本問題懇談会(座長 脇村義太郎氏) 政府に最終意見書提出

一一二	第八回戦没者叙勲発令 一〇五四〇人
一一三	航空自衛隊 輸送航空団C46 羽田空港で事故
一一四	自民党臨時党大会 佐藤総裁を指名
一一三	第一九回国連総会開幕 (一二月四日 本会議で椎名外相演説) 国防会議議員懇談会 開会 日韓全面会談 八ヶ月ぶりに再開 宇宙開発推進本部長に高木東大宇宙航空研究所長を起用発令 (兼任) 閣議で米空軍参謀総長カーチス・ルメイ大將に勲一等旭日大綬章を贈ることを決定 パッチ導入に関する日米書簡交換 これに伴う細目取決め 行政管理庁 薬務行政に関する監察 (第二回)の結果にもとづく勧告 ワシントンにおいて米英首脳会談 (一二月八日 NATOの多角的核戦力等に関して共同コミュニケ) 社会党 第二四回定期大会 (河上委員長 成田書記長留任) 全国知事会 決議として行政改革の実現 社会開発の実現等六項目について 佐藤首相に要望 米軍ジェット機 神奈川清川村に墜落 ソ連 コスイギン首相 最高会議で 軍事費削減を報告 マクナマラ米国防長官 記者会見で陸軍予備役を改編 軍事費削減を発表 沖繩 高等弁務官ワトソン中将 佐藤首相と会談 皇太子殿下 同妃殿下 タイ国訪問旅行に出発 (一二月二二日帰国) 沖繩援助に関する第四回日米協議委員会 NATO定例理事会 パリで開催 公務員給与に関する六人委員会開催



昭 三九 一三 一七	年 月 日	内閣委員会関係事項
一三 一八		日銀總裁に宇佐美洵氏発令（山際正道氏辞任） 第四七回（臨時）国会閉会

〔附〕

第四十六回（通常）国会継続



第四十六回(非常)国会開議  
〔樹〕

国 政 調 査

一、閉会中の委員会

1. 国家行政組織及び公務員制度に関する調査

年 月 日	議 題 及 び 主 なる 内 容	質 疑 者	政 府 側 出 席 者
昭三九 七一三	○八月に予想される人事院勧告に関連して国家公務員の給与問題について (調査対象、官民対応等級、昇給金額、初任給、五等級と六等級の一本化、行(二)の俸給表、勧告の実施時期、積み残しの問題、暫定手当、期末手当、初任給調整手当、三等級と四等級との断層) ○八月一二日提出の人事院勧告について (指定職俸給表、官民対応等級、中たるみ是正、新三等級、管理職手当、政府の勧告に対する態度、勧告実施時期、行(二)の俸給表、春闘の問題、住宅手当、地方公務員給与改定とその財源措置) ○恩給について (恩給局の来年度予算概算要求、恩給のベース・アップ、恩給問題審議室の活動状況、恩給と社会保障) ○国家公務員の給与問題について (勧告実施時期、公労委の仲裁裁定実施との対比、補正財源の問題、勧告実現のための当初予算編成の際における財政上の措置に対する	鶴園委員	佐藤人事院総裁 滝本人事院給与局長
八一四		鶴園委員 山本委員	吉武自治大臣 増原国務大臣 佐藤人事院総裁 滝本人事院給与局長 柴田自治省財政局長 白井総務長官 増子恩給局長 増原国務大臣
九一九		下村委員長 山本委員 鶴園委員 山本委員 小柳委員	佐藤人事院総裁 滝本人事院総裁 鍋島大蔵政務次官



年月日	議題及び主なる内容	質疑者	政府側出席者
昭三九 九一九	る財政当局の見解、地方公務員給与と改定所要財源並びに財源措置 六人委員会)	鈴木委員	高橋自治政務次官 柴田自治省財政局長
一、四	○国家公務員の給与問題について (勸告九月実施という一〇月一六日の閣議決定について、財源と勸 告実施の期日、公労委の仲裁裁定実施との関連、地方財源の確保、 一〇月一六日の閣議決定の際付けられた注について)	伊藤委員 鶴園委員	増原国務大臣 吉武自治大臣 佐藤人事院総裁 鍋島大蔵政務次官

2. 国の防衛に関する調査

昭三九 七二三	○新潟地震の被害地に対する自衛隊の災害派遣に關して (自衛隊の救助作業・復旧作業の概要、災害派遣と自衛隊の装備及 び教育訓練との関係、災害派遣手当) ○F104に關して (自衛隊機の稼働率、事故率、F104国内生産の日本技術水準に及ぼ す影響、F104継続生産) ○第三次防衛力整備計画に關して (第二次防終了後の情勢判断、中共の核兵器、防衛庁の定員、南極 観測への自衛隊協力)	源田委員	三輪防衛庁官房長 堀田防衛庁教育局長 伊藤防衛庁装備局長
一〇一	○最近の航空自衛隊及び米軍の航空機事故に關して (九月一〇日のH21及びF86、並びに九月一五日の航空事故の概要、 九月八日神奈川県大和市・厚木市での米軍機墜落事故の概要、米 軍機の事故再発防止対策、補償問題、北富士演習場問題、F104と パイロット)	伊藤委員 鶴園委員 山本委員	高橋防衛政務次官 海原防衛庁防衛局長 堀田防衛庁教育局長

一〇二	○国の防衛に關して (アメリカの対日軍事援助費削減と防衛力整備計画、兵器の国産化 隊員の健康管理、隊舎、医官の充足状況、貸費学生制度、医官の 処遇、オリンピック支援、P2V、F104、原子力潜水艦)	源田委員	軽部防衛庁衛生局長 伊藤防衛庁装備局長 小野防衛施設庁長官
一〇三	○太田大泉飛行場返還問題に關して ○米国原子力潜水艦の日本寄港問題に關して (池田総理辞任について今後の政局、一〇月一六日の中共の核爆発 実験成功の評価と日本の防衛問題、第三次防、米国原子力潜水艦 寄港問題、その安全性、サブロック、核兵器持込み)	伊藤委員 伊藤委員 阿部委員	小泉防衛庁長官 海原防衛庁防衛局長 竹内外務省アメリカ局長 鈴木科学技術庁原子力局長 小泉防衛庁長官
一、四	○最近の航空自衛隊及び米軍の航空機事故について (一〇月五日のF86F、一〇月九日のF104J、一〇月二九日のF86 Fの事故の概要、一〇月二九日の米軍F105の墜落事故の概要、米 軍機の航空規制、補償問題) ○太田大泉飛行場返還問題に關して	伊藤委員 鶴園委員 伊藤委員	堀田防衛庁教育局長 小野防衛施設庁長官

三、委員派遣

1. 調査目的  
国の地方出先機関、公務員制度及び自衛隊の実情等についての調査



2. 派遣委員

理事 伊藤 顕道 (社)

委員 林田 正治 (自)

〃 鬼木 勝利 (公明)

(随 行)

調査室 林 利雄

法制局 堀 浩一郎

3. 派遣地

福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県

4. 視察先

航空自衛隊築城基地、大分県庁、大分市役所、大分行政監察局、宮崎県庁、航空自衛隊新田原基地、鹿児島県庁、第十管

区海上保安本部、海上自衛隊鹿屋基地

5. 期 間

十月四日から同月九日までの六日間

(注) 派遣報告は「第四十七回国会参議院内閣委員会会議録第二号」(昭三九一三、一)に収録



